

福岡県災害時医療救護マニュアル

令和7年3月

福岡県保健医療介護部

目 次

用語解説	1
第1 基本事項	
1 マニュアルの活用にあたって	
(1)マニュアルの目的	5
(2)マニュアルの位置づけ及び想定	5
(3)マニュアルが想定する災害	5
(4)他の計画、マニュアル等との関連	5
(5)マニュアルの見直し	6
2 医療救護活動に関わる組織	
(1)医療機関	7
①災害拠点病院	7
②災害拠点精神科病院	7
②救急病院等	7
③医療救護所	7
④その他の医療機関	8
⑤ドクターヘリ基地病院等	8
(2)関係機関・団体	9
①福岡県救急医療情報センター	9
②公益社団法人福岡県医師会等	9
③公益社団法人福岡県歯科医師会	9
④公益社団法人福岡県薬剤師会	10
⑤公益社団法人福岡県看護協会	10
⑥日本赤十字社福岡県支部	10
⑦福岡県透析医会	10
⑧その他の機関・団体	10
(3)保健医療活動チーム	11
①DMAT	11
②JMAT	11
③日本赤十字社救護班、こころのケア班	11
④DPAT	12
⑤JDAT	12
⑥薬剤師チーム	12
⑦災害支援ナース	12
⑧その他	13
(4)行政機関	14
①県	14
②市町村	15
③その他	16

第2 県内の大規模災害時の医療救護活動

1 医療救護活動の実施体制等

(1)医療救護活動の実施体制	17
①保健医療福祉調整本部及び地方本部の設置	17
②福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置	18
③医療救護調整本部の設置	20
④市町村、関係機関・団体との連携	21
⑤保健所設置市との連携	21
⑥支援要請の原則	21
(2)情報の収集と共有	22
①通信の確保	22
②情報の収集	22
③情報の共有	23
(3)広域災害・救急医療情報システムの活用	23
①福岡県広域災害・救急医療情報システムの概要	23
②災害時の入力・照会業務	24
③システムの操作要領	26

2 医療機関の活動

(1)災害拠点病院	27
①災害発生直後の対応	27
②情報の発信	29
③医療救護活動の実施	30
④自院での対応が困難な傷病者が発生した時の対応	31
⑤医薬品、医療資機材等が不足した時の対応	31
⑥遺体への対応	31
⑦傷病者の親族や報道機関への対応	31
⑧DMAT活動への協力	31
⑨被災地外の場合の対応	32
(2)災害拠点精神科病院	33
①災害発生直後の対応等	33
②医療救護活動の実施	33
(3)救急病院	33
①災害発生直後の対応等	33
②医療救護活動への協力	33
(4)医療救護所	34
①トリアージ	34
②医療救護活動	34
③後方搬送の要請	34
④活動記録の作成	34
⑤医薬品や人員の要請	34
⑥遺体への対応	34

(5)その他の医療機関	35
(6)ドクターヘリ基地病院	36
①要員の参集及び派遣	36
②ドクターヘリの活動の指揮	36
3 関係団体の活動	
(1)基本的な活動内容	37
①行政機関との連携	37
②災害対策組織の立ち上げ	37
③情報の収集と報告	37
④保健医療活動チームの派遣	37
⑤保健医療活動チームの後方支援	37
⑥地域の関係団体の活動	38
4 保健医療活動チームの活動	
(1)DMAT	39
①初動	39
②活動体制	40
③安全の確保	42
④活動の報告等	42
⑤他の保健医療活動チームとの連携	42
(2)DMAT以外の保健医療活動チーム	43
①初動	43
②活動体制	43
③安全の確保	43
④活動の報告	43
⑤他の保健医療活動チームとの連携	44
5 行政機関の活動	
(1)保健医療福祉調整本部	45
(2)医療救護調整本部	46
①「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及び EMIS の運用	47
②職員の参集	47
③保健医療福祉調整本部及び地方本部の設置	48
④福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置	48
⑤災害の概況把握	49
⑥医療救護調整本部の設置	50
⑦DMAT の派遣調整・運用	51
⑧情報の収集・整理	54
⑨医療救護活動に関する広報	55
⑩DMAT 以外の保健医療活動チームの派遣調整・運用	55
⑪ドクターヘリの運用	56
⑫SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用	59
⑬市町村等から支援要請を受けた場合の対応	60

(3) 県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)	61
① 職員の参集	62
② 保健医療福祉調整地方本部の設置	62
③ 福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置	62
④ 災害の概況把握、関係機関との連絡調整等	62
⑤ 情報の収集・整理・報告	63
⑥ 保健医療活動チームの活動調整・情報共有	64
⑦ 市町村等から支援要請を受けた場合の対応	64
(4) 市町村	65
① 初動対応	66
② 情報の収集・整理・伝達	66
③ 避難所の設置・医療ニーズの把握	66
④ 医療救護所の設置	67
⑤ 保健医療活動チームの派遣要請	68
⑥ 保健所設置市における対応	68
⑦ 救助実施市における対応	69
⑧ 医療機関から支援要請を受けた場合の対応	69
6 患者の搬送	
(1) 搬送の態様	72
① 地域医療搬送	72
② 広域医療搬送	72
(2) 地域医療搬送における患者搬送の要請	73
① 搬送手段の検討	73
② 搬送先の選定	74
③ 病院避難	74
7 医薬品等の供給	
(1) 医薬品等の供給及び薬剤師等の派遣	75
① 災害時緊急医薬品等の備蓄体制	75
② 薬剤師チーム及びモバイルファーマシーの派遣要請	76
8 配慮が必要な疾患等を有する者への支援	
(1) 人工透析患者	77
① 透析医療機関等における対応	77
② 透析患者への情報提供	77
(2) 在宅人工呼吸器使用患者・在宅酸素療法患者	79
① 在宅人工呼吸器患者	79
② 在宅酸素療法患者	79
(3) 精神疾患患者	80
(4) 妊産婦、乳幼児	80
(5) 医療的ケア児・者	80
(6) その他	80
9 こころのケア	81

10 健康管理支援活動との連携・協定	
(1)被災者の健康管理支援	82
①安否確認	82
②健康相談及び栄養相談	82
③避難所の衛生管理及び環境整備	82
(2)保健医療活動チームによる健康管理支援活動等への協力	82

第3 大規模事故等における医療救護活動

1 大規模事故等における対応

(1)大規模事故等の覚知	83
(2)医療救護調整本部の設置	83
(3)DMAT 派遣要請	84
(4)その他	84

第4 他都道府県における大規模災害時の対応

1 県における対応

(1)初動対応	85
①広域災害・救急医療情報システムの運用	85
②関係職員等の参集	86
③災害の概況把握、関係機関との連絡調整等	86
(2)保健医療活動チーム及びドクターヘリの派遣調整等	86
①DMAT の派遣調整	86
②DMAT 以外の保健医療活動チームの派遣調整	87
③ドクターヘリの派遣調整	87
④医療救護調整本部の設置	87
(3)被災都道府県からの傷病者の受入れ	88
①応需情報の把握と受入医療機関の調整	88
②SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用	88
③消防機関との連携	88

2 医療機関及び関係団体等における対応

(1)医療機関における対応	89
①傷病者の受入れ	89
②医療従事者の派遣	89
(2)関係団体における対応	90
①県との連携	90
②保健医療活動チームの派遣	90

用語解説

【医療救護活動】

被災者に対する医療活動で、医療救護所、避難所、病院、診療所等で実施される。また、避難所での医療活動や巡回診療、医療活動に付随して必要な医薬品の供給輸送なども医療救護活動に含む。

【CSCATTT】

災害時医療対応の原則。このうちCSCAについては、災害医療に携わる全ての保健医療活動チームで確実に実施される必要がある。

<災害医療体制の確立>

C:Command & Control 指揮と連携、S:Safety 安全、

C:Communication 情報伝達、A:Assessment 評価

<災害医療活動の実施>

T:Triage トリアージ、T:Treatment 治療、T:Transport 搬送

【保健医療活動チーム】

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県や日本看護協会等から派遣された災害支援ナース、市町村、関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)をいう。

【災害拠点病院】

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ機能、DMAT等の受入れ・派遣機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急資機材の貸出機能等を有する県が指定した病院のこと。

【災害拠点精神科病院】

災害拠点精神科病院は、災害時において精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等、精神医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関。

【災害対策本部】

災害が発生または発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部。

【保健医療福祉調整本部】

災害対策本部内に設置され、災害時に保健医療福祉活動の総合調整として、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携並びに情報の整理及び分析を行うための本部。

【保健医療福祉調整地方本部】

地方災害対策本部内に設置され、災害時における管轄市町村の保健医療福祉活動に関する情報共有や活動方針等を調整する。

【医療救護調整本部】

原則、保健医療福祉調整本部内に設置され、災害時に県内で活動する保健医療活動チームや被災地内外の医療機関における医療提供の状況等に関する情報を集約し、医療救護活動が効率的に実施されるよう、医療救護活動の総合調整を行う。

また、他の都道府県での災害や大規模事故などの本県の災害対策本部が設置されていない場合で、本県の保健医療活動チームが派遣、活動する場合にも設置される。

【DMAT】

災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)の略で、災害の発生直後の急性期(おおむね48時間以内)に活動ができる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。

【統括 DMAT】

厚生労働省が実施する統括 DMAT 研修を修了し、厚生労働省に登録された DMAT 隊員(医師)で、平時には DMAT に関する研修・訓練及び県の災害医療に関する助言を行い、災害時においては、各 DMAT 本部の責任者として活動する資格を有する者。

【災害医療コーディネーター】

県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命(委嘱)された者。

【災害時小児周産期リエゾン】

災害時に、県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により任命された者。

【災害薬事コーディネーター】

災害薬事に精通した薬剤師で、支援医薬品等や医療救護活動に従事する薬剤師の総合調整を行う薬剤師のことで、県から派遣依頼を受けた薬剤師会が派遣する。

【DPAT】

災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team)の略で、自然災害や犯罪事件、航空機事故等の集団災害が発生した場合に被災地域で精神医療の提供や精神保健活動の支援等を行う専門的な研修・訓練を受けたチーム。

【JMAT】

日本医師会災害医療チーム(Japan Medical Association Team)の略で、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的として、医師会が編成する医療チーム。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の医療機関への円滑な引継ぎに至るまで継続して活動する。

【DHEAT】

災害時健康危機管理支援チーム(Disaster Health Emergency Assistance Team)の略で、都道府県・指定都市の専門的な研修を受けた医師や薬剤師、保健師など(主に保健所職員)1班5名程度で編成することを基本とし、災害発生時に1週間から数か月程度、被災都道府県の保健医療福祉調整本部と保健所が行う保健医療福祉行政の指揮調整機能等を応援する専門チーム。

DHEAT は、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部、保健所、そして保健所の管轄する市町村で活動する。DHEAT は、統括 DHEAT の補佐、保健所や市町村に配置される DHEAT との連携、そして、各種の支援チーム等との連携が主な役割。

【統括 DHEAT】

統括 DHEAT は、都道府県庁の保健医療福祉調整本部の指揮調整業務を支援し、DHEAT の取りまとめや調整を行う。

被災都道府県の統括保健師や災害医療コーディネーター、また、統括 DMAT を始めとする各種の保健医療活動チームの代表等と連携して活動。

【JDAT】

JDAT は、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として編成される、災害歯科支援チーム。主に災害急性期以降における、避難所、医療救護所等での歯科医療支援・歯科保健支援、被災地の歯科診療所への支援(災害前からの歯科医療の継続)等であり、その活動は、被災地の医療機関への円滑な引継ぎに至るまで継続して活動する。

【災害支援ナース】

災害等発生時に被災地等に派遣され、被災医療機関や避難所等で看護支援活動を行うため、専門的な研修を受けた看護職員。

災害支援ナースの派遣調整は県が協定先医療機関と調整して行い、福岡県看護協会は、円滑に派遣調整が行えるよう養成研修修了者の名簿を県に提供する。

【地域医療搬送】

被災地内外を問わず、県、市町村及び医療機関が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)

【広域医療搬送】

国が各機関協力のもと、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。また、広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

【SCU】

航空搬送拠点臨時医療施設(Staging Care Unit)の略で、大規模災害時の航空機による広域医療搬送や地域医療搬送に際し、患者の症状の安定化や搬送を行う救護所として、被災地域及び被災地域外の空港や自衛隊基地などに設置される施設のこと。

【福岡県広域災害・救急医療情報システム(「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務))】

厚生労働省広域災害・救急医療情報システム(EMIS(イーミス))(<https://www.wds.emis.go.jp>)に連動したシステムであり、同システムで設定されている全国共通の入力項目に対応本システムは、福岡県救急医療情報センターが、24時間365日体制で運用。

(<https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp>)

本編では「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)と記載

【EMIS】

広域災害・救急医療情報システム(Emergency Medical Information System)の略で、災害時の迅速かつ適切な医療救護活動を支援するため、医療機関の被害情報や患者受入情報をはじめ、診察状況など災害医療に関する情報を収集・提供し、行政や医療関係機関等と共有するシステム。

第1 基本事項

1 マニュアルの活用にあたって

(1) マニュアルの目的

本マニュアルは、大規模災害が発生した場合に、急性期における応急対応から通常の医療提供体制に引き継がれるまでの期間において、医療機関(歯科を含む。以下同様)、医療関係団体及び行政機関(県、市町村等)が、共通の認識の下に、互いに連携、役割分担し、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができるように作成したものです。

(2) マニュアルの位置づけ及び想定

本マニュアルは、福岡県地域防災計画(基本編・風水害対策編、地震・津波対策編)に記載した医療救護に関して、これを運用するための標準的な手順を示したものです。

災害時において、行政機関、医療機関(医療従事者を含む。)及び関係機関・団体は、本マニュアルに基づき、必要な活動を行います。

なお、発災時には、災害の種類や規模又は時期や場所、各機関・団体の体制、被災状況等に依りて、臨機応変な対応が求められます。

【福岡県地域防災計画(医療救護関連)は、参考資料に掲載】

(3) マニュアルが想定する災害

本マニュアルが主として想定する災害は、多数の傷病者、避難者等が発生し、かつ地域の医療機関ではその医療ニーズに十分対応できないような、広範囲かつ大規模な災害で、概ね次のようなものを想定しています。

- ・地震(震度5強以上)
- ・津波(大津波)
- ・風水害(洪水・浸水害、土砂災害、竜巻等)

また、本マニュアルは、福岡県地域防災計画(事故対策編)に記載の大規模な事故であって、多数の傷病者の発生が見込まれるもの(航空機・鉄道・海難(船舶)事故等)について準用します。

(4) 他の計画、マニュアル等との関連

- ・災害時の健康管理支援や保健衛生活動については、「福岡県災害時健康管理支援マニュアル」によります。
- ・避難所の設置・運営等については、各市町村において策定される避難所運営に関するマニュアル等のほか、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」及び「福岡県福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」によります。
- ・原子力災害(複合災害含む)における医療救護活動については、本マニュアルのほか、「福岡県原子力災害医療マニュアル」によります。
- ・武力攻撃事態等及び存立危機事態並びに緊急処理事態に係る救援の実施については、「福岡県国民保護計画」及び「福岡県国民保護措置実施マニュアル」によります。
- ・新興感染症等のまん延に対する対応については、「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」によります。

(5)マニュアルの見直し

本マニュアルは、災害医療に関する国の通知や、県、関係機関等の新たな取組があったときなど、内容について見直しが必要になった場合、福岡県救急医療協議会等の関係者の意見を聞いて、適宜見直しを行います。

また、見直すべき内容が多岐にわたり、大幅な改定が必要である場合には、福岡県救急医療協議会に有識者による専門委員会を設置するなどして、改定内容を検討します。

2 医療救護活動に関わる組織

(1)医療機関

被災地内にある医療機関は、傷病者を可能な限り受け入れ、その治療や応急処置を行います。

被災地外にある医療機関は、被災地内で対応できない患者を受け入れるとともに、関係機関・団体の要請に応じて、保健医療活動チームの編成・派遣に協力します。

県は、災害時に対応する主な医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院を指定していますが、大規模災害時には、これら以外の医療機関においても可能な限り医療救護活動への協力が求められます。

医療機関ごとの役割分担については次のとおりです。

①災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時に医療救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や高度救命医療を必要とする傷病者の受入れを行う地域の中核的な医療機関です。

被災地内の災害拠点病院は、傷病者の収容、治療、広域搬送への対応を担うほか、DMATをはじめとする保健医療活動チームの活動拠点にもなります。

被災地外の災害拠点病院は、DMATを被災地に派遣するほか、被災地内で対応できない患者の受入れを担います。

【災害拠点病院一覧は、参考資料に掲載】

②災害拠点精神科病院

災害時において精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等、精神医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関です。

【災害拠点精神科病院一覧は、参考資料に掲載】

③救急病院等

救急病院等は、平時から地域の救急医療機関として、救急患者を受け入れています。災害時においても、入院患者の安全を確保しつつ、傷病者や、医療救護所等から搬送される重症患者等の治療などを行います。

被災地外にある救急病院は、被災地内で対応できない患者の受入れを担うほか、関係機関・団体等の求めに応じて保健医療活動チームの編成に協力します。

【救急病院等連絡先一覧は、参考資料に掲載】

④医療救護所

医療救護所は、大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合や、医療機関が多数被災し、医療提供機能が十分に機能しないと判断した場合等に、市町村等により設置される臨時の医療施設です。

医療救護所では、トリアージを行い、軽症者には手当及び調剤・投薬を行うとともに、中等症及び重症患者の応急処置等を行います。

⑤その他の医療機関

災害拠点病院や救急病院等以外の医療機関は、これらの病院を補完して、来院した傷病者等の治療や応急処置等を可能な限り行うように努めます。

なお、災害時に特別な配慮が必要となる患者への医療を提供している医療機関は、その分野の医療救護活動に対し、積極的に協力します。(透析、人工呼吸・在宅酸素、精神疾患、妊産婦、新生児等)

被災地外にある医療機関は、関係団体等の求めに応じて保健医療活動チームの編成に協力します。

⑥ドクターヘリ基地病院等

ドクターヘリや患者搬送のためのヘリコプターを運航している医療機関は、国又は県からの要請に応じてドクターヘリ等を出動させます。

本県のドクターヘリ基地病院である久留米大学病院は、九州ブロックのドクターヘリ連絡担当基地病院でもあります。

そのため、災害時には九州各県のドクターヘリ基地病院との連絡・調整を担うとともに、県及びDMATと連携して、参集した他県ドクターヘリ等の指揮を行います。

<医療機関の区分ごとの基本的な役割分担>

	高度救命 医療	重症	中等症	軽症
①災害拠点病院	○	○		
②災害拠点精神科病院		○ (精神疾患)	○ (精神疾患)	○ (精神疾患)
③救急病院等		○	○	
④医療救護所		(※)	○	○
⑤その他の医療機関		(※)	○	○
⑥ドクターヘリ基地病院等	○ (搬送)	○ (搬送)		

※対応が困難な重症患者は、応急処置を施した上で対応可能な他の医療機関へ搬送

(2)関係機関・団体

関係機関・団体は、会員等の被災状況等を収集し、行政機関に連絡するとともに、被災地外からの人的、物的支援をとりまとめて被災地に送るなど、被災地における医療提供を支援します。

なお、他の保健医療活動チームとの活動の重複を防ぐとともに、限られた医療資源を適切に分配するため、保健医療活動チームを派遣する場合は、県に対して事前に連絡を行う必要があります。

【主な関係機関・団体の連絡先一覧は、参考資料に掲載】

①福岡県救急医療情報センター(公益財団法人福岡県メディカルセンター)

県と連携し、福岡県災害医療情報センターとして、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の運用、医療機関等への一斉連絡、情報の収集・提供等の業務を担います。

②公益社団法人福岡県医師会等

(ア)県医師会

被災地内の郡市医師会と連携し、医療機関の被災状況等について情報収集し、行政機関へ連絡します。

また、県と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、保健医療活動チーム(JMAT福岡)を編成し、医療救護所等へ派遣するなど、県と連携して活動を行います。

指定地方公共機関としての責務に基づき、県からの要請が無い場合でも、積極的に医療救護活動に従事します。

【災害時の医療救護活動に関する協定(県医師会)は、参考資料に掲載】

(イ)郡市医師会

被災地内の郡市医師会は、管内の医療機関の被災状況等について情報収集し、県医師会や行政機関(県保健福祉(環境)事務所及び市保健所等)へ連絡します。

また、市町村との「災害時の医療救護活動に関する協定」等に基づいて、保健医療活動チームを編成し、医療救護所等へ派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力します。

被災地外の郡市医師会は、県医師会と連携して、被災地内の医療機関を支援するために必要な活動を行います。

③公益社団法人福岡県歯科医師会

被災地内の郡市区歯科医師会と連携し、歯科医療機関の被災状況等について情報収集し、行政機関(県保健福祉(環境)事務所及び市保健所等)へ連絡します。

県と締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、JDATを編成し、被災地へ派遣するなど、県と連携して活動を行います。

また、指定地方公共機関としての責務に基づき、県からの要請が無い場合でも、積極的に医療救護活動に従事します。

【災害時の歯科医療救護活動に関する協定は、参考資料に掲載】

④公益社団法人福岡県薬剤師会

県と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、災害薬事コーディネーターを保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地方本部に派遣します。

また、薬剤師チームを編成して、医療救護所、医薬品の集積場所等へ派遣するなど、県と連携して活動を行います。

必要に応じて、県及び県医薬品卸業協会と三者で締結した「災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の運用等に関する協定」に基づき、薬局機能を搭載した機動力のある災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)を医療救護所等へ派遣します。

また、指定地方公共機関としての責務に基づき、県からの要請が無い場合でも、積極的に医療救護活動に従事します。

【災害時の医療救護活動に関する協定(県薬剤師会)、災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の運用等に関する協定(県薬剤師会・県医薬品卸業協会)は、参考資料に掲載】

⑤公益社団法人福岡県看護協会

被災医療機関や避難所等で看護支援活動を行う「災害支援ナース」の養成研修を実施します。

また、研修修了者に係る情報を日本看護協会へ登録するほか、災害時には、派遣調整が円滑に行えるよう養成研修修了者の名簿を県に提供します。

⑥日本赤十字社福岡県支部

県、北九州市及び福岡市と締結した「災害救助法に基づく救助業務委託契約」に基づき、県、北九州市及び福岡市と連携して活動を行います。

また、指定公共機関としての責務に基づき、県、北九州市及び福岡市からの要請が無い場合でも、積極的に医療救護活動に従事します。

【災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約は、参考資料に掲載】

⑦福岡県透析医会

県内の透析医療に係る医師の団体として、災害時に透析医療機関の被災状況等を把握し、透析患者へ情報提供を行うとともに、透析医療機関の復旧や透析患者の避難に関して、県臨床工学技士会及び県と連携して、必要な調整を行います。

⑧その他の機関・団体(国立病院機構、地域医療機能推進機構、自治体病院等)

国立病院機構や地域医療機能推進機構は、指定公共機関として自らの防災業務計画に基づき、保健医療活動チームを編成し、被災地に派遣するなど、医療救護活動に従事します。

自治体病院は、病院間の応援協定等に基づいて医療従事者を派遣するなど、被災地内の関係医療機関を支援します。

(3)保健医療活動チーム

災害が発生し、地域の医療機関だけでは十分な対応が困難な場合、保健医療活動チームが編成され、被災地に派遣されます。保健医療活動チームは、災害時に臨時で設置される医療救護所での診療や、避難所等への巡回診療、多数の患者を抱えた医療機関における診療の応援等を行います。

なお、他の保健医療活動チームの活動との重複を防ぎ、医療資源の適切な配分を行うため、派遣要請の有無に関わらず、被災地内で活動する全ての保健医療活動チームは、保健医療福祉調整本部及び地方本部(政令市に設置される場合も含む。)の指揮下において活動します。

被災地で支援活動を行う保健医療活動チームの主なものは次のとおりです。

①DMAT

災害発生時、県は、各災害拠点病院と締結している派遣協定に基づき、DMATの派遣を要請します。

DMATは、被災地内の災害拠点病院を活動拠点として、主として被災地での急性期医療(救急医療)を支援します。このため、その活動期間は、発災直後の数日間程度を基本とします。

DMATの活動は、発災初期における医療救護活動全般について、必要に応じて、幅広く活動を行います。

②JMAT(日本医師会災害医療チーム)

JMATは、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的として、日本医師会が編成する災害医療チームです。

JMATの活動は、主に災害急性期以降における、避難所、医療救護所等での医療や健康管理、被災地の病院、診療所への支援(災害前からの医療の継続)等であり、その活動は、地域の医療機関がある程度機能を回復するまで継続します。

福岡県医師会が編成するJMATは、「JMAT福岡」と呼称します。県は、福岡県医師会との間でJMAT福岡の派遣に関する協定を締結しています。

③日本赤十字社救護班、こころのケア班

日本赤十字社救護班(以下「日赤救護班」という。)は、日本赤十字社が全国の赤十字病院の医師、看護師等を中心に編成する医療チームです。

日赤救護班の活動は、被災現場や避難所、医療救護所等での医療提供、仮設診療所(dERU)の設置、運営等であり、その活動は発災直後から地域の医療機関がある程度機能を回復するまで継続します。

また、災害の規模や被害状況等により、こころのケア班(以下「日赤こころのケア班」)を編成し、こころのケア活動を実施します。

県は、北九州市、福岡市及び日本赤十字社福岡県支部との四者間で、災害に際して行う医療や助産等について、業務委託契約を締結しています。

④DPAT(災害派遣精神医療チーム)

DPATは、災害時に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となった場合に、支援活動を行うため、都道府県及び政令指定都市によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームです。

県は、県精神科病院協会及び関係医療機関との間でDPATの派遣に関する協定を締結しています。

⑤JDAT(日本災害歯科支援チーム)

JDATは、地域歯科保健医療専門職により行われる緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として、編成している災害歯科支援チームです。

JDATの活動は、主に災害急性期以降における、避難所、医療救護所等での歯科医療支援・歯科保健支援、被災地の歯科診療所への支援(災害前からの歯科医療の継続)等であり、その活動は、地域の歯科医療機関への円滑な引継ぎに至るまで継続して活動します。

また、身元確認活動に関しては、警察機関等からの協力要請の下、身元確認活動班が対応を行います。

県は、福岡県歯科医師会との間で「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」を締結しています。

⑥薬剤師チーム

薬剤師チームは、都道府県薬剤師会又は日本薬剤師会が被災地に派遣します。

薬剤師チームの活動は、医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導、医療救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理、その他消毒方法や一般用医薬品の使用方法等の薬学的指導等、医薬品に関する業務全般を担い被災地の保健衛生の向上を図るものであり、その活動は発災直後から地域の医療機関がある程度機能を回復するまで継続します。

県は、福岡県薬剤師会との間で、薬剤師(薬剤師チーム)の派遣に関する協定を締結するとともに、県、福岡県薬剤師会及び福岡県医薬品卸業協会の三者間で、福岡県薬剤師会が所有するモバイルファーマシーの運用に関する協定を締結しています。

⑦災害支援ナース

災害等発生時に被災医療機関や避難所等で看護支援活動を行うため、県が派遣する専門的な研修を受けた看護職員です。

災害支援ナースの活動は、被災した看護職の負担軽減と、被災者の健康レベル維持のための医療機関や避難所等における医療・看護の提供であり、その活動は発災直後から地域の医療機関がある程度機能を回復するまで継続します。

福岡県看護協会は、災害支援ナースの養成研修を実施するとともに、災害時には、派遣調整が円滑に行えるよう養成研修修了者の名簿を県に提供します。

県は、災害支援ナースの所属する医療機関と派遣に関する協定を締結しています。

⑧その他

上記のほか、被災地において活動する保健医療活動チームには、次のようなものがあります。

- ・日本災害時透析医療協働支援チーム(JHAT)
- ・国立病院機構(NHO)医療班
- ・地域医療機能推進機構(JCHO)医療班
- ・全日本病院医療支援班(AMAT)
- ・保健師チーム
- ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)
- ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)
- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)
- ・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)
- ・日本災害医学会(JADM)災害医療コーディネーションサポートチーム
- ・医療関係NPO等による保健医療活動チーム

<主な保健医療活動チームの活動内容>

区分	主な活動内容					
	病院支援	患者搬送	現場救急	救護所活動	避難所活動	専門分野活動
DMAT	○	○	○	△	△	
JMAT				○	○	
日赤救護班	○	△	△	○	○	
日赤こころのケア班				△	○	メンタルケア
DPAT	○	○		○	○	精神医療
JDAT				○	○	歯科医療
薬剤師チーム				○	○	薬剤支援
災害支援ナース	△				○	看護支援
JHAT	○	○				透析医療
NHO医療班	△			○	○	
JCHO医療班	△			○	○	
AMAT	△			○	○	
保健師チーム					○	保健衛生
JDA-DAT					○	栄養・食生活支援
JRAT					○	リハビリテーション
DWAT					○	福祉支援
DHEAT						本部支援
JADM災害医療 コーディネーション サポートチーム						本部支援
その他				○	○	

※「病院支援」における「△」は、関係病院等における活動があると考えられるもの。

※その他の欄における「△」は、必要に応じて他の保健医療活動チームを補完した活動があると考えられるもの。

(4)行政機関

災害が発生又は発生するおそれのある場合は、県及び市町村は、必要に応じて災害対策本部等を設置し、被害情報の収集・伝達、救出救助、交通・輸送対策、ライフライン復旧支援等の応急対策とともに、各機関・団体と連携し、医療救護活動を行います。

なお、県と市町村の役割分担及び消防機関、警察等が行う応急対策のうち医療救護活動と関連が深いものについては、次のとおりです。

①県

県は、市町村の医療救護活動を支援するとともに、必要に応じて国や他県、関係機関等へ協力を求め、それらの活動を調整するなど、医療救護活動における後方支援、広域的な対応等を担います。

(ア)防災危機管理局

県の災害応急活動全般を統括する部署として、国や関係機関との連絡調整、情報の収集・提供等を行います(自衛隊、消防庁、海上保安庁への応援要請や、ライフラインに係る企業等への要請等)。

また、県内の関係機関からの支援だけでは、十分な対応が困難であると見込まれる場合は、国や他都道府県へ各種支援を要請します。

【九州・山口9県災害時応援協定関係は、参考資料に掲載】

(イ)保健医療介護部医療指導課

災害時における県の医療救護活動の主担当として、関係機関・団体との連絡調整等を行うとともに、被災地の救急医療需要に対応するため、災害拠点病院に対して、DMATの派遣を要請します。

広域的に市町村を支援・補完する観点から、県医師会、災害拠点病院等の関係機関から情報を収集し、必要に応じて、保健医療活動チームの派遣等を関係機関・団体に要請します。

また、災害時の保健医療活動に関する情報連携、総合調整等を行う保健医療福祉調整本部の事務局として、必要な調整を行います。

なお、県内の関係機関からの支援だけでは、十分な対応が困難であると見込まれる場合は、国や他都道府県へ各種支援を要請します。

(ウ)その他保健医療介護部各課(室)

保健医療福祉調整本部の指揮下において、保健医療福祉調整地方本部と連携して、分掌業務に関する情報収集、関係機関・団体との連絡調整及び支援の要請を行います。

(I) 県保健福祉(環境)事務所

被災地において保健医療活動チームが活動する場合、保健医療福祉調整本部長の指示により、被災した市町村を管轄する県保健福祉(環境)事務所に保健医療福祉調整地方本部を設置します。

保健医療福祉調整地方本部は、県農林事務所に設置される災害対策地方本部と管内の被災状況等の情報共有を行うとともに、管内の市町村や郡市医師会、災害拠点病院等の協力を得て、現地の医療支援ニーズ等の情報を収集し、保健医療福祉調整本部に報告します。

また、管内で活動する保健医療活動チームが互いに情報を共有した上で、医療救護活動や健康管理支援活動等を効果的に実施できるよう、関係者のミーティングを主催するなど、保健医療活動チームの活動を調整します。

被災地域外の県保健福祉(環境)事務所は、保健医療福祉調整本部長の指示により、被災地域の県保健福祉(環境)事務所の活動を支援します。

【保健所連絡先一覧は、参考資料に掲載】

②市町村(被災した市町村)

市町村は、被災者を一時的に受け入れるための指定避難所(福祉避難所を含む。)を開設し、その運営を行います。

また、被災情報や住民の保健医療ニーズを収集し、必要に応じて、医療救護所を設置するとともに、郡市医師会等の協力を得て、避難所や医療救護所へ保健医療活動チームを配置するなど、迅速な医療救護活動に努めます。

当該市町村が締結している協定等に基づき、関係団体に保健医療活動チームの派遣を要請する場合や自主的に活動する保健医療活動チームを把握した場合は、医療資源の適切な配分を行うため、県に対してその旨を報告します。

(ア) 保健所設置市(北九州市、福岡市及び久留米市)

保健所設置市においては、県保健福祉(環境)事務所と同様、管内の関係機関との連絡調整等を行います。

被災した保健所設置市は、保健医療福祉調整本部と被災状況等の情報共有を行うとともに、管内の郡市医師会、災害拠点病院等の協力を得て、現地の医療支援ニーズ等の情報を収集し、保健医療福祉調整本部に報告します。

(イ) 救助実施市(北九州市及び福岡市)

政令市である北九州市及び福岡市は、災害救助法の規定に基づく救助実施市に指定されています。

災害救助法では、原則として、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を市町村長に代わり都道府県知事が行うこととされています。

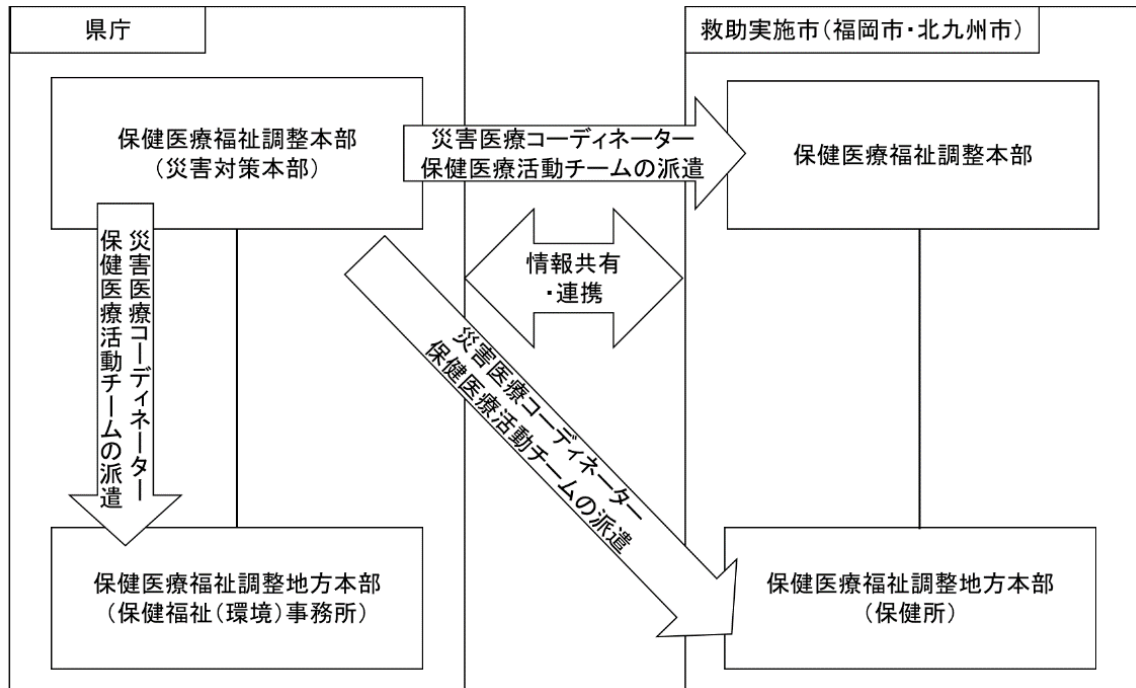
一方、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市においては、自らの事務として、被災者の救助を行うことが可能となります。

都道府県知事は、救助に必要な物資(食料や住宅資材等)の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行います。

また、政令市にあたっては、県とは別に市にも保健医療福祉調整本部を設置する場合があります。

その場合、県の保健医療福祉調整本部との情報共有・連携に努めるとともに、必要に応じて、県に対し福岡県災害医療コーディネーター及び保健医療活動チームの派遣を要請します。
【市町村連絡先一覧は、参考資料に掲載】

<県と救助実施市(政令市)において保健医療福祉調整本部が併設する場合の体制図>



③その他(災害現場での救出・救助、搬送等に関する機関)

(ア)消防機関

災害現場での被災者の救出・救助、傷病者のトリアージ、傷病者の搬送等を行います。

【消防機関連絡先一覧は、参考資料に掲載】

(イ)警察機関

災害現場付近等の危険箇所の警戒、当該地域の交通秩序の確保、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行います。

(ウ)自衛隊

災害現場での被災者の救出・救助、医療救護所の設置・運営、傷病者の搬送等を行います。

(エ)海上保安庁

災害現場での被災者の救出・救助、傷病者の搬送等を行います。

第2 県内の大規模災害時の医療救護活動

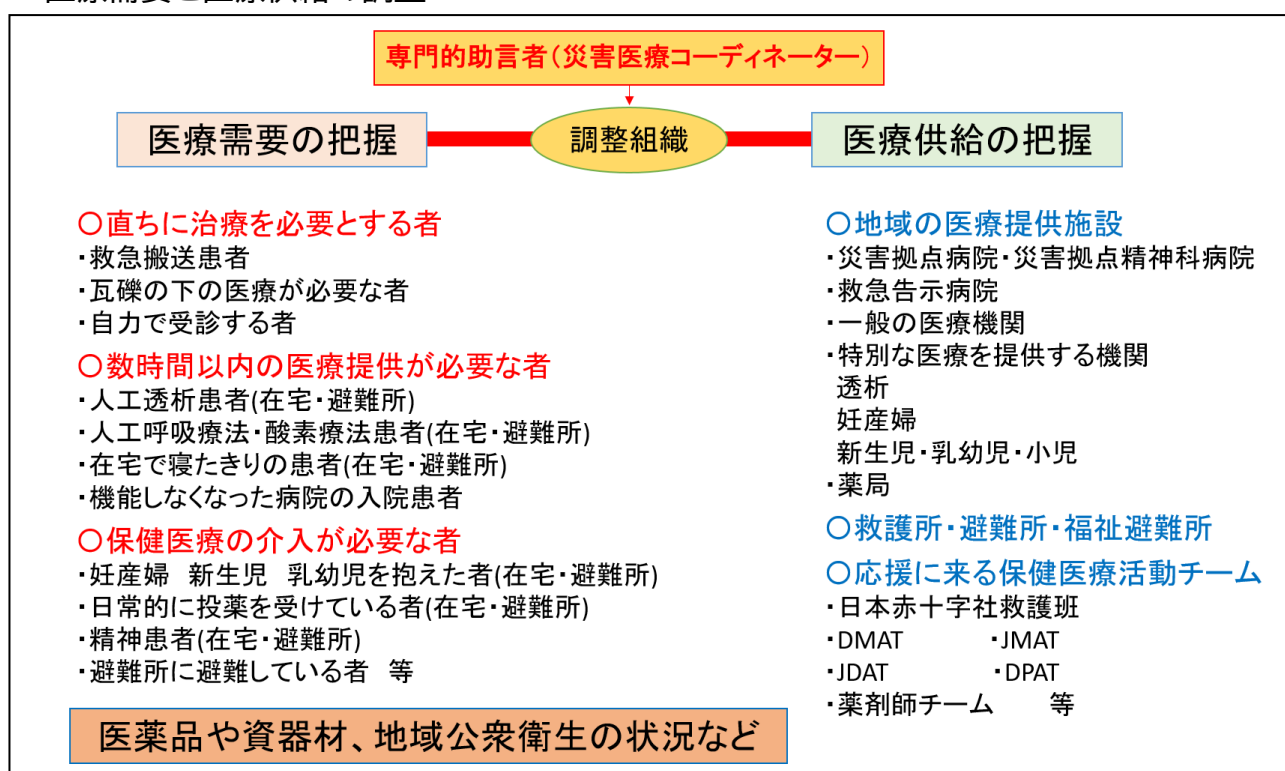
1 医療救護活動の実施体制等

(1)医療救護活動の実施体制

大規模災害時には、医療資源(医療スタッフ、医薬品、医療資器材等)に比べて、医療ニーズが過大となる可能性が高いため、個々の患者への治療が制約を受けるなど、平時の医療とは異なる対応が求められます。

限られた医療資源を最大限に活用し、迅速かつ適切に医療救護活動を行うためには、被災地における医療需給を適切に把握し、被災地内外の関係機関が情報を共有し、それぞれの役割を踏まえ、調整された組織の下で、連携して対応することが必要です。

<医療需要と医療供給の調整>



①保健医療福祉調整本部及び地方本部の設置

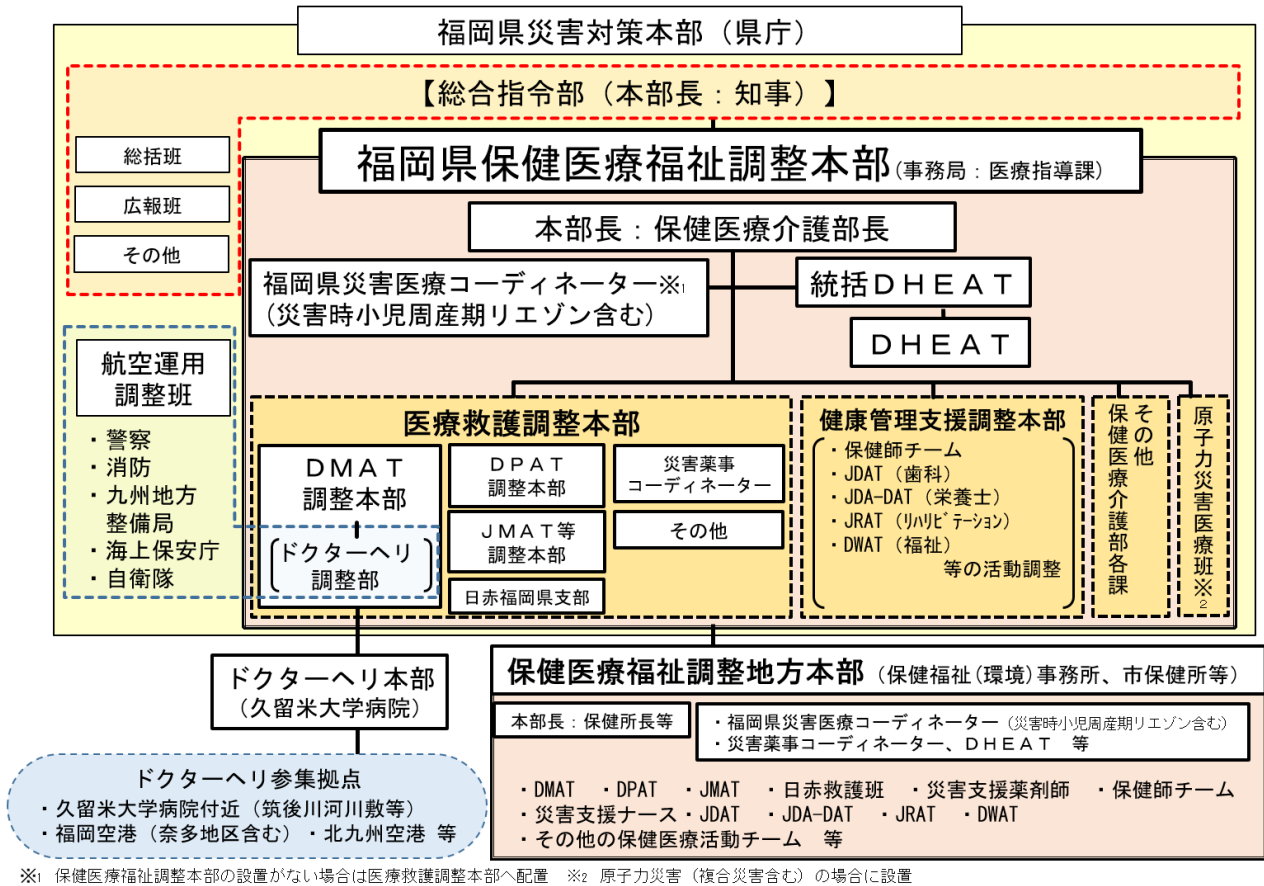
県内で大規模災害が発生した場合、県は速やかに、福岡県災害対策本部の下に、保健医療福祉活動の総合調整を行うため、保健医療福祉調整本部を設置します。

保健医療福祉調整本部は、災害対策に係る保健医療活動に関する情報連携、総合調整等を行います。

また、被災地において保健医療活動チームが活動する場合、保健医療福祉調整本部長の指示により、被災地域を管轄する県保健福祉(環境)事務所に、保健医療福祉調整地方本部を設置します。

なお、保健所設置市等への福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置にあたっては、市と協議を行います。

<保健医療福祉調整本部体制図>



②福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置

県は、医療救護活動を円滑に実施するため、「福岡県災害医療コーディネーター」を保健医療福祉調整本部、地方本部（政令市に設置される場合も含む。）及び保健所設置市等に配置します。

福岡県災害医療コーディネーターは、被災地の医療需要の把握・分析・予測、関係情報の収集・発信、医療救護活動の企画立案、保健医療活動チームの派遣・活動調整、傷病者を受け入れる医療機関の調整等に係る行政への専門的助言、技術的支援等を行います。

「災害時小児周産期リエゾン」は、災害時の小児・周産期医療に係る行政への専門的助言、技術支援等を担います。

<福岡県災害医療コーディネーターの配置先(例)>

配置先	配置先の詳細(例)																				
保健医療福祉調整本部	県庁																				
保健医療福祉調整地方本部	<p>○保健福祉(環境)事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>管轄市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑紫保健福祉環境事務所</td> <td>筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市</td> </tr> <tr> <td>粕屋保健福祉事務所</td> <td>古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td>糸島保健福祉事務所</td> <td>糸島市</td> </tr> <tr> <td>宗像・遠賀保健福祉環境事務所</td> <td>中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町</td> </tr> <tr> <td>嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所</td> <td>直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町</td> </tr> <tr> <td>田川保健福祉事務所</td> <td>田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町</td> </tr> <tr> <td>北筑後保健福祉環境事務所</td> <td>小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町</td> </tr> <tr> <td>南筑後保健福祉環境事務所</td> <td>大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町</td> </tr> <tr> <td>京築保健福祉環境事務所</td> <td>行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	管轄市町村	筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	糸島保健福祉事務所	糸島市	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町	田川保健福祉事務所	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
事務所名	管轄市町村																				
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市																				
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町																				
糸島保健福祉事務所	糸島市																				
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町																				
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町																				
田川保健福祉事務所	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町																				
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町																				
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町																				
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町																				
保健所設置市等	<p>○北九州市 北九州市立八幡病院災害医療作戦司令センター(DMOC)</p> <p>○福岡市 福岡市役所(保健医療局健康医療部地域医療課)</p> <p>○久留米市 久留米市保健所(健康福祉部保健所総務医薬課)</p> <p>○被災地域内災害拠点病院等</p>																				

※福岡県災害医療コーディネーターとして出務する者は、交替要員を含めた複数名の予定者を、あらかじめ県が指名する。

※各配置先における福岡県災害医療コーディネーターの配置数については、保健医療福祉調整本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

※保健所設置市に派遣する福岡県災害医療コーディネーターの予定者及び派遣先については、県と各保健所設置市とで事前に協議を行う。

※政令市が保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地方本部を設置する場合は、それぞれに福岡県災害医療コーディネーターを派遣する。

※保健医療福祉調整本部に配置された福岡県災害医療コーディネーターが統括DMATの資格を有する場合、DMAT調整本部長を兼務することができるものとする。

※保健医療福祉調整地方本部に配置された福岡県災害医療コーディネーターが統括DMATの資格を有する場合、DMAT活動拠点本部の長を兼務することができるものとする。

<福岡県災害医療コーディネーターの配置基準>

配置基準	適応
<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度5強の地震又は地震以外の事由により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 ・県事故対策本部が設置され、相当規模の人的被害が発生していると見込まれる場合 	必要に応じて配置する
<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度6弱以上の地震又はこれに準じる災害により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 	原則として配置する

※保健医療福祉調整地方本部が設置された場合、原則として保健医療福祉調整本部及び地方本部いずれにも福岡県災害医療コーディネーターを配置する。

※福岡県災害医療コーディネーターの配置にあたっては、災害規模及び発災以降のフェーズ移行に応じて、遠隔にて助言を受ける体制とすることも可能とする。

③医療救護調整本部の設置

県は、関係機関と連携して災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、保健医療福祉調整本部内に、医療救護調整本部を設置します。

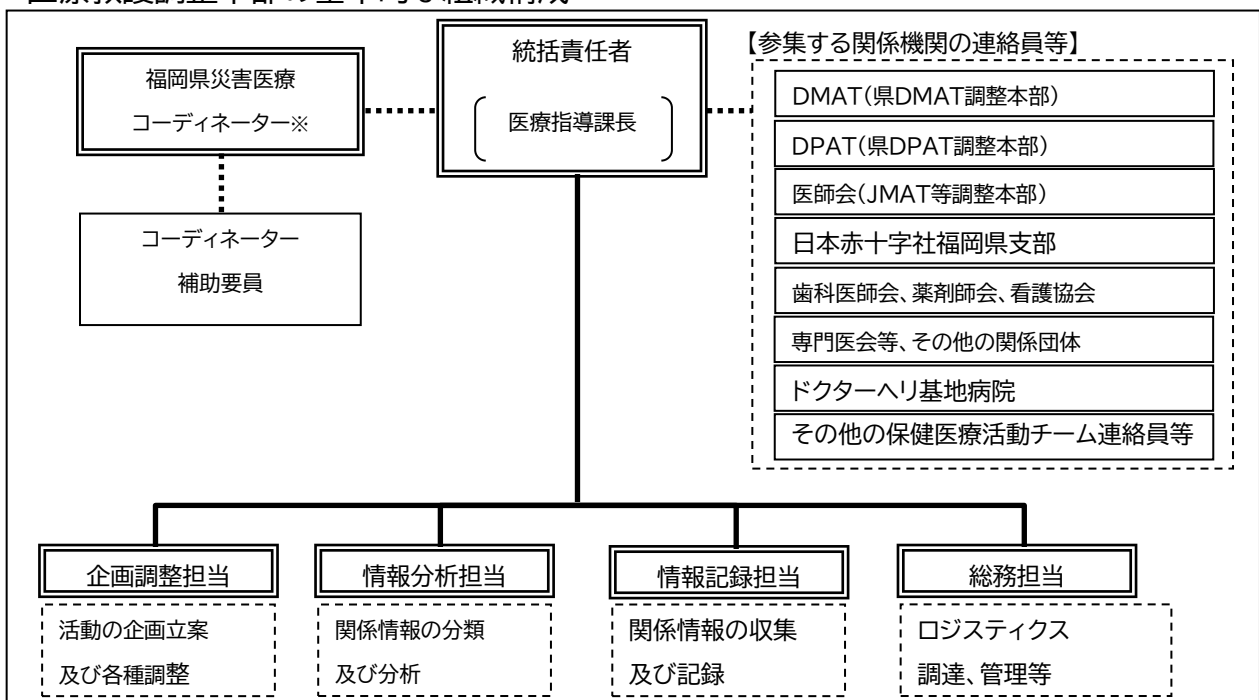
医療救護調整本部では、災害時に県内で活動する保健医療活動チームや被災地内外の医療機関における医療提供の状況等に関する情報を集約し、福岡県災害医療コーディネーターの助言に基づき、医療救護活動が効率的に実施されるよう、必要な調整等を行います。

このため、医療救護調整本部には、必要に応じて、関係機関・団体からの連絡員等の参集を求めます。

<医療救護調整本部に参集を求める主な関係機関等>

DMAT(DMAT調整本部)、DPAT(DPAT調整本部)、県医師会(JMAT等調整本部)、日本赤十字社福岡県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、専門医会(県透析医会等)、ドクターハリ基地病院 等

<医療救護調整本部の基本的な組織構成>



※保健医療福祉調整本部の設置がない場合に配置

<医療救護調整本部設置基準>

設置基準	適応
<ul style="list-style-type: none"> ・地震以外の事由により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 ・県事故対策本部が設置され、相当規模の人的被害が発生していると見込まれる場合 	必要に応じて設置する
<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度5強以上の地震又はこれに準じる災害により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 	原則として設置する

④市町村、関係機関・団体等との連携

県(保健医療福祉調整本部)は、医療救護活動の実施にあたって、関係機関・団体、県保健福祉(環境)事務所及び保健所設置市等と情報を共有し、十分な連携を図ります。

また、県保健福祉(環境)事務所は、管内の市町村、災害拠点病院、その他の医療機関等と情報を共有し、十分な連携が図られるよう努めます。

⑤保健所設置市との連携

(7)福岡県災害医療コーディネーターの派遣

保健医療活動チーム等に関する県との調整を円滑にするため、被災地となった保健所設置市には、原則として、県から福岡県災害医療コーディネーター及びその補助要員を派遣します。

保健所設置市は、県から派遣された福岡県災害医療コーディネーターを市災害対策本部に設置される保健医療福祉調整本部などの医療救護担当部門等に受け入れるとともに、県(保健医療福祉調整本部)と情報を共有し、十分な連携が図られるように努めます。

(1)医療救護所等に係る情報の報告

県(保健医療福祉調整本部)は、保健医療活動チームの派遣調整を県保健福祉(環境)事務所及び保健所設置市単位で実施します。

このため、被災地となった保健所設置市は、県から派遣された福岡県災害医療コーディネーターと共に、市内の医療救護所や避難所等における医療ニーズ(避難者の健康悪化等に伴う医療ニーズの増大予測等を含む。)を適切に把握・分析して、適宜県(保健医療福祉調整本部)へ報告するなど、県内で活動する保健医療活動チームの効率的な配分に協力します。

⑥支援要請の原則

関係機関の間で、保健医療活動チームの派遣要請、不足医薬品の供給要請等の公的な支援要請を行う場合には、文書の提出又はメール若しくはFAXの送信等の方法により行います。

ただし、やむを得ず口頭で伝達・要請した場合は、事後速やかに相手先に文書の提出又はメール若しくはFAXの送信等の方法により支援要請を行った旨を報告します。

なお、医療救護活動に係る情報の伝達は、電話、メール、FAX等複数の手段を用いて確実に相手に伝わる体制を整備します。

(2)情報の収集と共有

災害時に、関係機関・団体が連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施するためには、情報の的確な把握と関係機関・団体による情報共有が重要です。

①通信の確保

円滑な医療救護活動を行うために不可欠な医療情報の収集・連絡は、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)や、電話、メール、FAX等によることを基本とします。

各関係機関・団体にあつては、災害対応の本部となる場所に、これらの通信機器を可能な限り確保するように努めます。

なお、災害時においては、通信回線の輻輳等により情報収集や連絡業務に支障が生じることも考えられます。

このため、関係機関・団体においては、災害時優先電話の指定、衛星携帯電話やSNSなどの活用等、可能な限り複数の通信手段の検討・確保に努めるとともに、当該機関・団体内の連絡網の充実を図り、災害時に円滑な運用ができるよう定期的に点検・訓練を行います。

②情報の収集

医療救護活動に関連する情報には、概ね次のようなものがあり、各関係機関・団体は、それぞれの役割に応じて、必要な情報を的確に収集していく必要があります。

区分		把握する事項
医療需要 の状況	直ちに治療を必要とする者	救急搬送された者 ※重症・中等症・軽症別の数等
		自力で受診に来た者
		被災現場での医療提供が必要なもの
	数時間以内の医療介入が必要な者	人工透析患者
		人工呼吸療法・酸素療法患者 ※存在の有無、所在、必要な処置等
		在宅で寝たきりの患者
保健医療の介入が有用な者	機能しなくなった医療施設の入院患者	
	妊産婦、新生児、乳幼児	
	日常的に投薬を受けている者 ※存在の有無、所在必要な対応等	
	精神疾患患者	
医療供給 の状況	避難所に避難している者(健康状態の悪化が懸念される者)等	
	災害拠点病院、災害拠点精神科病院、救急病院、その他の医療機関、専門性の高い医療を提供する医療機関(透析、周産期、小児、精神等)、薬局 (被災状況、診療実施状況、ライフラインの状況等)	
	医療救護所、指定避難所、福祉避難所等(保健医療介入の状況等)	
保健医療活動チームの活動	DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班	
	DPAT、JDAT、薬剤師会、看護協会、JHAT 等	
その他	医薬品等の供給の状況	
	保健医療活動チームの活動支援関連(道路状況、燃料供給、食料調達等)	
	地域の公衆衛生の状況	

③情報の共有

(ア)医療機関の状況に関する情報の共有

本県では、医療機関の被災状況や患者受入状況等について、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)によって、関係機関で情報共有する体制を構築しています。

各医療機関においては、情報が錯綜する災害時でも、迅速に情報を入力・更新できるよう、本システムの担当者を複数定めておく必要があります。

また、行政機関や関係団体等にあつては、情報の参照や代行入力等、それぞれの権限に応じたシステムの操作方法の習熟に努めます。

(イ)保健医療福祉調整地方本部と災害拠点病院における情報の共有

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、発災初期から管内の災害拠点病院と連携を図り、管内の医療機関の被災状況の把握に努めます。

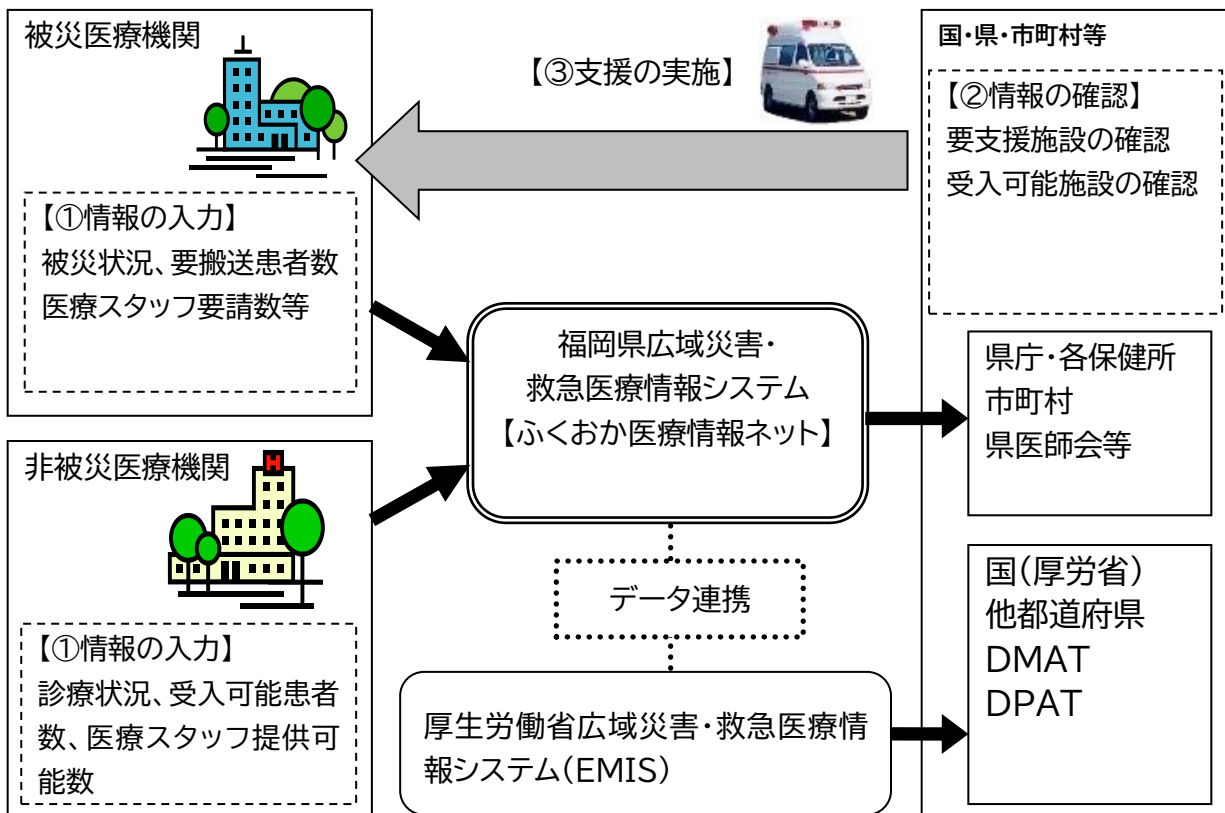
(3)広域災害・救急医療情報システムの活用

①「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の概要

本システムは、厚生労働省広域災害・救急医療情報システム(EMIS(イーミス))(<https://www.wds.emis.go.jp>)に連動したシステムであり、同システムで設定されている全国共通の入力項目に対応しています。

これにより、県外の保健医療活動チーム等であっても、EMISを介して、県内の被災地域の医療機関の位置や状況等を把握することができます。

<災害時の医療情報システム活用イメージ>



②災害時の情報の入力

災害発生時、県は、福岡県救急医療情報センターの災害医療情報システム一斉通報機能(FAX及びメール)等を利用して、災害拠点病院や関係者等へ災害発生を緊急通報するとともに、医療機関に対し、情報の入力を要請します。

医療機関は、入力の要請の有無にかかわらず、被災状況又は傷病者の受け入れ可能人数等の状況を迅速に入力することが求められます。

一方、県(医療救護調整本部)、県保健福祉(環境)事務所、保健所設置市等は、医療機関からの入力情報を確認して、被災地内外の医療機関の状況を把握し、必要な支援を検討します。

(ア)医療機関が入力する主な情報

業務区分	主な入力内容	被災地内	被災地外
緊急時入力	施設の倒壊可能性の有無	○	
	ライフライン等の状況(電気、水、医療ガス等)	○	
	多数患者受診の有無	○	
	職員の過不足	○	
公開情報	診療の可否(内科系、外科系)	○	
詳細入力	医療機関情報(診療の可否)	○	○
	ライフライン等の状況(詳細)	○	
	受け入れている重症・中等症患者人数	○	○
	転送が必要な重症・中等症患者人数	○	
	今後受入可能患者数 (重症・中等症・軽症・手術・熱傷・透析・妊婦・新生児・小児)	○	○
支援・要請情報	医療スタッフ要請人数 (外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等)	○	
	医療スタッフ提供可能人数 (外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等)		○

※被災地内の医療機関は、発災後直ちに被災等の状況の概要を「緊急時入力」及び「県民公開情報」で入力し、その後「詳細入力」、「支援・要請情報」で詳細を入力。

(イ) 県や市町村等が確認できる主な情報

業務区分	内容
要請情報検索	患者の転送や医療スタッフを要請している医療機関
支援情報検索	医療スタッフの提供や患者の受入れが可能な医療機関
医療機関状況検索	次の検索条件に該当する医療機関 手術患者受入可否、人工透析患者受入可否、受入患者の有無、 転送が必要な患者の有無、ライフライン使用可否等
医療機関状況モニター	受入患者数、患者転送情報、ライフライン状況等
支援・要請情報モニター	受入可能患者数、提供可能医療スタッフ数、他医療機関から提供 を受けたい医療スタッフ数等の一覧
災害地図検索	指定した各条件に該当する医療機関の地図の位置
災害拠点病院等一覧	地域ごとの災害拠点病院名、住所、連絡先

※このほか「緊急搬送協力要請登録」業務や「緊急搬送受入モニター」機能があり、「緊急搬送協力要請登録」業務は、大規模交通事故等の局地災害発生時に、消防機関から入力された発生日時、場所、状況等の情報を福岡県救急医療情報センターが災害拠点病院等へ緊急通報するための機能。

※「緊急搬送受入モニター」は、その際の搬送状況を関係機関が確認するための機能。

(ウ) 代行入力

被災医療機関の通信回線に障害があるなど、自院においてシステムへの情報入力が困難である場合、「災害情報入力(代行)」機能により、県保健福祉(環境)事務所や保健所設置市等において、情報の代行入力を行うことができます。

③システムの操作要領

「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の操作要領については、システムからダウンロードすることができます。

「関係者メニュー」からログインし、「管理業務」タブの「操作説明書」に、各関係機関別のマニュアルを掲載しております。

※関係者メニューのログインに必要な機関コード(ID)及びパスワードについては、福岡県救急医療情報センターにお問い合わせください。

福岡県救急医療情報センター(公益財団法人福岡県メディカルセンター)

所在地：〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-9-30

T E L：092-471-0099 又は 9999

※ 0099へ掛けた場合は音声案内が流れますので「1」を押して、「医療機関案内」のオペレーターに問い合わせてください。

F A X：092-415-3115

メールアドレス：qqcenter@fmc.fukuoka.med.or.jp

2 医療機関の活動

医療機関は、各施設における災害時の活動要領等に沿って活動を行います。

被災地内の医療機関は、傷病者を可能な限り受け入れ、その治療や応急処置を行います。

被災地外にある医療機関は、被災地内で対応できない患者を受け入れるとともに、関係機関の要請に応じて、保健医療活動チームの編成・派遣に協力します。

県は、災害時に拠点となる医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院を指定していますが、大規模災害時には、これら以外の医療機関においても、可能な限り医療救護活動への協力が求められます。

各医療機関で対応が望まれる主な事項は次のとおりです。

(1)災害拠点病院

①災害発生直後の対応

災害発生直後において、病院管理者は、病院内の安全確認や周辺の被災状況を調査するとともに、傷病者の処置、受入れの可否を判断します。

(ア)初動対応

○入院患者等の安全確認

- ・院内職員により、外来・入院患者の安全確認を行います。その際、患者がパニックに陥らないよう、被災状況等を適切に説明するなどの配慮に努めます。
- ・傷病者がいる場合は、必要な治療等を行うとともに、できる限り安全な場所へ移動させます。
- ・万一、建物の倒壊(そのおそれがある場合を含む。)や火災の発生等がある場合は、直ちに避難の要否・優先順位を決定し、患者等を安全な場所に避難させます。
(患者等を円滑に避難させるため、避難計画を職員に周知しておきます。)

○傷病者対応のための診療体制の確保

- ・被災状況を勘案し、緊急を要する患者や傷病者等への対応、来院する傷病者のための診療体制を確保します。

(イ)人員の確保

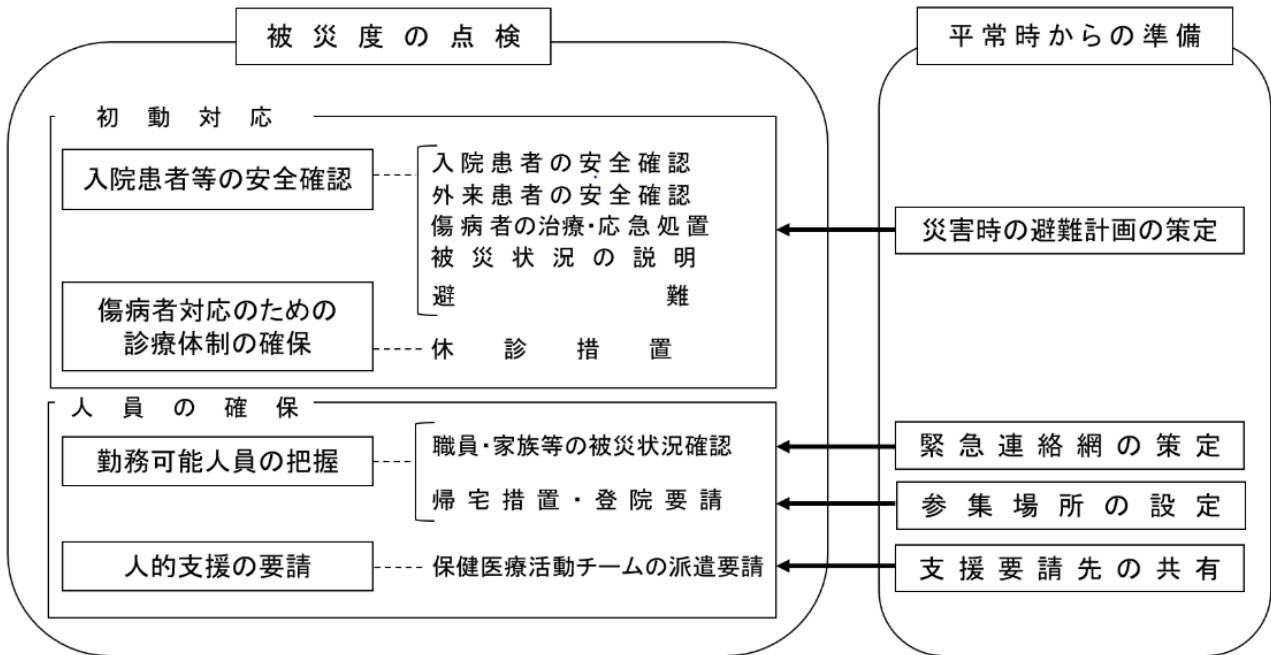
○勤務可能人員の把握

- ・院内職員の受傷の有無等を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握します。また、職員の家族の被災状況を確認し、帰宅を要する者は、直ちに帰宅させます。
- ・非番職員等に対し、緊急連絡網等により、当該職員及びその家族の安全確認を行い、勤務可能な職員に対して、速やかに所定の場所に参集し、勤務するよう指示します。
(災害時の緊急連絡網や参集場所等を職員に周知しておきます。)

○人的支援の要請

- ・多数の傷病者が来院し、自院の職員だけでは対応困難な場合は、市町村災害対策本部に対して、保健医療活動チームの派遣等の人的支援を要請します。
(災害時の支援要請先を関係職員間で共有しておきます。)

<被災度の点検と平時からの準備>



(ウ)施設・設備等の確認

○建物関連

- ・建物及び自家発電装置、スプリンクラー、水道等のライフライン関連設備やボイラー、放射線関連設備等の被害状況を把握するとともに、安全確認を行います。
- ・また、故障が発生している場合は、直ちに保守管理会社等に連絡を取り、速やかに復旧を図ります。

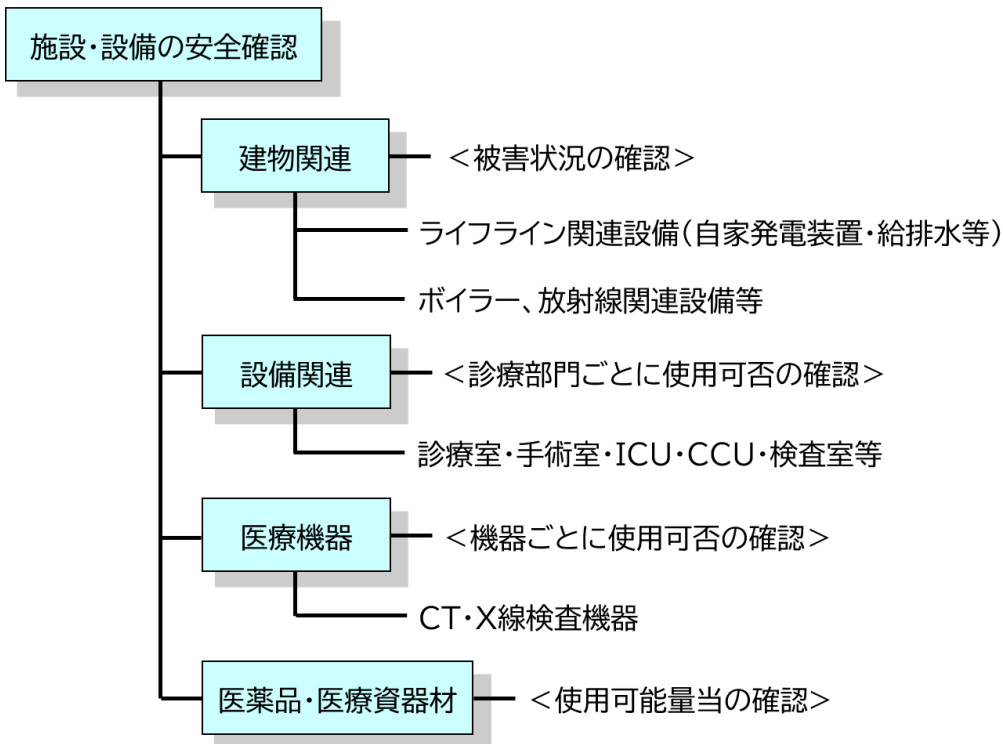
○設備関連

- ・診察室、手術室、ICU、CCU、検査室等、診療部門ごとに被害状況を把握するとともに、使用の可否を確認します。

○医療機器、医薬品・医療資器材

- ・CT、X線検査機器等の医療機器、医薬品及び医療資器材等の使用の可否、使用可能量を確認します。

<施設・設備等の確認>



②情報の発信(「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)への入力)

(ア)緊急時入力及び県民公開情報入力

院内の状況(被害の概況等)を「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ入力します。

システムを通じて、自院の被災状況等を関係機関へ発信することにより、保健医療福祉調整本部において、迅速に支援を検討・実施することが可能となるため、速やかに入力を行います。

(イ)詳細入力及び支援・要請情報入力

患者数(重症、中等症、軽症別に現在の患者数、今後、受入可能な患者数)やライフライン状況の詳細等、詳細な状況について、確認でき次第、システムへ入力します。

(重症、中等症、軽症の別は、トリアージにおける優先度の第1順位～第3順位に準じます。)

【トリアージについては、参考資料に掲載】

※「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の詳細については、P23「第2 1(3)広域災害・救急医療情報システムの活用」を参照

(ウ)情報の更新

保健医療福祉調整本部において、適時適切な支援・資源配分を行うため、発災直後に入力した情報について、随時更新を行います。

(エ)代行入力

自院においてシステムへの情報入力が困難である場合、「災害情報入力(代行)」機能により、代行入力を行うため、県保健福祉(環境)事務所や保健所設置市又は福岡県救急医療情報センターに自院の被災状況を連絡します。

③医療救護活動の実施

(ア)傷病者の受入れ準備

○職員の配置

- ・非番職員の招集や役割分担・配置を決定します。

○傷病者の収容スペースの確保

- ・既入院患者の病室の移動、軽症入院患者の一時帰宅等により収容スペースを確保します。

○傷病者の診療スペースの確保

- ・受付・トリアージ、診療、入院、遺体安置の各スペースを確保します。
- ・可能であれば、受付・トリアージエリアは、搬送されてくる患者用と自力で来院する傷病者用の2か所を設置します。

(イ)傷病者のトリアージ

○トリアージの実施

- ・医療救護所等で既にトリアージされた傷病者についても、改めてトリアージを行います。
- ・必ずトリアージ・タグの記載内容について確認し、バイタルサイン、トリアージ区分及びトリアージ実施者について記載します。

○情報の管理

- ・受付で、受付番号、トリアージ実施日時、傷病者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、搬送元、負傷場所等を確認し、カルテ又はトリアージ・タグに記入します。

(ウ)傷病者の診療

○診療の実施

- ・トリアージ区分ごとに診療を実施し、必要に応じて収容します。トリアージ・タグはカルテの代用として使用し、診療にあたる者は、処置の内容をトリアージ・タグに記載します。

○軽症者への対応

- ・自力で来院した傷病者のうち、軽症者等に対しては、受付近辺で必要な処置を行います。

(エ)医療救護活動の記録

○医療救護活動記録の作成

- ・医療機関の職員は、当該施設が行った医療救護活動の記録を作成します。
- ・活動記録の作成において、災害診療記録(各施設で定めのない場合は、厚生労働省が推奨する様式を用いる)等を活用することを基本とします。

○トリアージ・タグの保管

- ・トリアージ・タグは、災害時におけるカルテの代用となるため、医療機関において保管します。

○入院患者及び傷病者情報の整理

- ・災害発生前の入院患者及び当該施設で診療した傷病者の氏名、住所、傷病状況、収容場所、転送先等の情報を整理します。

④自院での対応が困難な傷病者が発生した時の対応

ベッド数が不足する場合、簡易ベッドを設置し、臨時に収容数を確保します。

自院での対応が困難な傷病者が発生した場合、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)等により受入可能な医療機関の情報を収集し、医療機関へ対し、転送の可否について確認します。

あわせて、傷病者の搬送手段(車両等)を手配します。手配できない場合は、市町村災害対策本部、管轄の県保健福祉(環境)事務所又は保健所設置市に対して、搬送支援を要請します。

災害時の支援要請先は、あらかじめ確認・整理し、関係職員間で共有しておきます。

⑤医薬品、医療資器材等が不足した時の対応

医薬品、医療資器材等が不足し、平時と同様の調達が困難となった場合、市町村災害対策本部、管轄の県保健福祉(環境)事務所又は保健所設置市に対して、医薬品、医療資器材等の供給支援を要請します。

災害時の支援要請先は、あらかじめ確認・整理し、関係職員間で共有しておきます。

⑥遺体への対応

遺体は、一時的に病院内の遺体安置エリアに移し、市町村災害対策本部に対して、市町村が設置する遺体検視場所及び遺体安置場所への搬送を要請します。

遺体の検案等は、原則として、警察の検視班の指示に従って行います。

⑦傷病者の親族や報道機関への対応

(ア)広報窓口の設置

病院管理者は、診療活動に支障が生じないように、傷病者の親族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置します。

(イ)傷病者親族への対応

広報担当者は、上記③(イ)で整理した入院患者及び傷病者情報等を基に受入患者の名簿等を作成し、傷病者の親族からの問い合わせ等に対応します。

(ウ)報道機関への対応

報道機関の取材に際しては、広報担当者が必ず立会い、患者のプライバシーの保護、診療活動の阻害防止に努めます。

⑧DMAT活動への協力(DMATの受入れ)

被災地内の災害拠点病院は、被災地外から派遣されるDMATの活動拠点となることが想定されます。県(DMAT調整本部)から、DMAT活動拠点本部の設置について打診があった場合、会議室や資器材、通信回線等の提供に協力します。

なお、被災地内の災害拠点病院のDMATは、自院活動を基本とします。

⑨被災地外の場合の対応

(ア)「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)による状況報告

病院管理者は、病院内の状況と周辺被害状況を調査し、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ重症患者、要手術者、熱傷患者等の受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数等を入力します。

傷病者を受け入れた場合など、受入可否状況に変化があった場合は、随時、入力情報を更新します。

(イ)被災地からの傷病者の受入れ

被災地外の災害拠点病院は、被災地内からの傷病者(特に重症患者)の受入れを行います。

○重症患者等の受入れに備え、トリアージエリアや医療資器材等を確保します。

○重症患者等の受入要請があった場合、可能な限り速やかに受入可否を回答します。

○受入れ後は、改めてトリアージを行い、速やかに治療を開始します。

(ウ)DMATの派遣

県からDMATの待機要請があった場合又は日本DMAT自動待機基準に該当した場合、派遣に備えて準備を行います。

県からDMATの派遣要請を受けた場合、DMATを被災地へ派遣するとともに、派遣したチームの後方支援(現地の被災状況や交通等の情報収集、宿泊先の確保、資器材の補給、交代要員の手配等)に努めます。

(エ)DMAT以外の保健医療活動チームの派遣

ここでは派遣の際の流れを参考に記載します。

保健医療活動チームは、各機関・団体が定める活動要領やマニュアル等に則って活動することが原則ですが、他の保健医療活動チームとの活動の重複を防ぐとともに、限られた医療資源を適切に分配する観点から、各チームは、本部に到着の報告をした上で、指揮下で活動する(Command & Control 指揮と連携)必要があります。

○保健医療活動チームの編成

・市町村災害対策本部、医師会等から保健医療活動チームの派遣要請を受けた場合、現地の被災状況、傷病者の概数・症状、交通状況等の情報を収集し、要請内容や予想される活動に適したチームの編成について検討します。

・「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)に保健医療活動チームの派遣可能数等を入力します。

・編成した保健医療活動チームの中から、班長を指名します。あわせて、記録係、連絡係等の役割分担を行います。

○保健医療活動チームの始動

・収集した情報を基に、持参する医療資器材、医薬品等を準備するとともに、移動用車両を確保します。

・保健医療活動チームから派遣元への連絡手段、定時報告の頻度等について協議します。

○保健医療活動チームの活動

- ・保健医療活動チームは、原則として自ら確保した車両等で派遣先へ出動します。
- ・現地到着後、本部へ到着の報告をし、活動場所、活動内容等の指示を仰ぎます。
- ・班長は派遣元に到着日時、現場の状況、本部から受けた指示を報告します。
- ・保健医療活動チームは、派遣先の組織の指揮下に入り活動します。
- ・保健医療活動チームの記録係は、派遣先での活動を記録します。

○保健医療活動チーム出動後の派遣元の対応

- ・派遣元は、派遣した保健医療活動チームの後方支援に努めます。
- ・保健医療活動チームの派遣要請の内容や保健医療活動チームからの報告事項を記録し、医療救護活動記録を作成します。

(2)災害拠点精神科病院

①災害発生直後の対応等

災害拠点精神科病院は、災害発生直後の初動において、「(1)災害拠点病院」に準じて、発災後速やかに、院内の状況(被害の概況等)を確認し、施設の倒壊可能性の有無、ライフラインの状況、多数患者の受診の有無、診療の可否等を「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ入力します。

また、災害拠点精神科病院は、発災直後に入力した情報について、随時更新を行います。

②医療救護活動の実施

精神医療が必要な患者の受入れ及び搬出、地域の精神科医療機関への支援を行います。

【災害拠点精神科病院一覧は、参考資料に掲載】

※「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の詳細については、P23「第2 1(3)広域災害・救急医療情報システムの活用」を参照

(3)救急病院等

①災害発生直後の対応等

救急病院等は、「(1)災害拠点病院」に準じて、発災後速やかに、院内の状況(被害の概況等)を確認し、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ入力します。

また、救急病院等は、発災直後に入力した情報について、随時更新を行います。

なお、被災により、病院避難の恐れがある場合、保健医療福祉調整本部又は地方本部に対して、直ちにその旨を連絡します。

②医療救護活動への協力

地域の救急医療機関として、自力で来院、又は搬送される傷病者の治療を行うなど、入院患者の安全を確保しつつ、可能な限り医療救護活動を行います。

被災地外にある救急病院等は、被災地内で対応できない患者の受入れを担うほか、関係団体等の求めに応じて、保健医療活動チームの編成に協力します。

【救急病院等連絡先一覧は、参考資料に掲載】

※「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の詳細については、P23「第2 1(3)広域災害・救急医療情報システムの活用」を参照

(4)医療救護所

医療救護所での医療救護活動の流れは、次のとおりです。

①トリアージ

受け入れた傷病者のトリアージを行います。

②医療救護活動

軽症者には手当及び調剤・投薬を行うとともに、中等症患者及び重症患者には応急処置を行います。

(ア)診療は、トリアージの区分ごとに行います。

(イ)重症患者等に対しては、応急処置を行い、災害拠点病院・救急病院等へ搬送します。

(ウ)この場合、定期的に傷病者の容体を観察し、容体の安定に努めます。

③後方搬送の要請

応急処置を行った重症患者等の後方搬送については、地域の消防本部又は市町村災害対策本部に要請します。

④活動記録の作成

後ほど確認ができるよう、医療救護所で実施した医療救護活動や重傷者等の搬送先については、活動記録を作成します。

⑤医薬品や人員の要請

医療救護活動を行う中で不足する医薬品、保健医療活動チーム等の支援については、市町村災害対策本部に要請します。

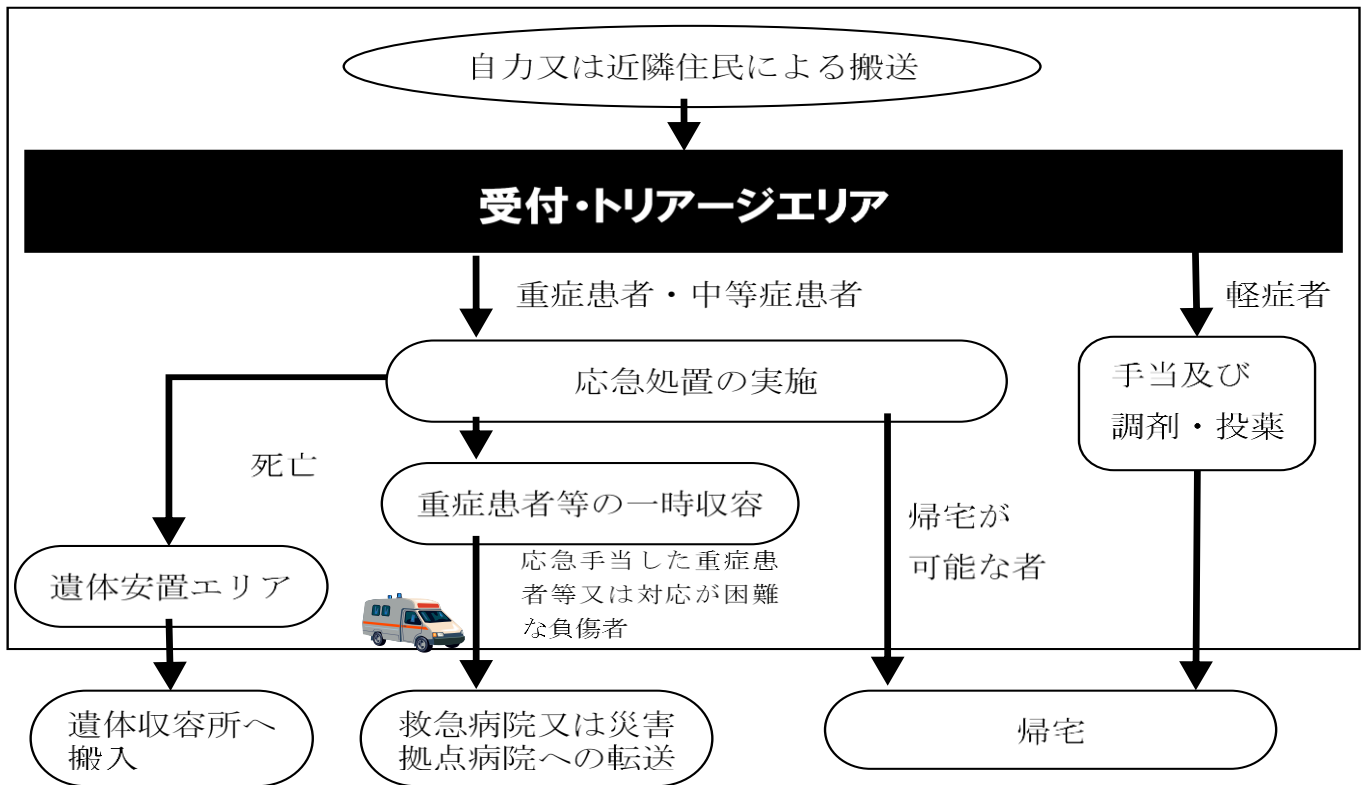
⑥遺体への対応

遺体は、遺体安置エリアに移すとともに、市町村災害対策本部に連絡し、指示を受けます。

(ア)警察の検視班等の活動に可能な限り協力します。

(イ)検視班による検視の準備が整い次第、検視班員の立会いのもと、身元判明遺体から行う。

<医療救護所での医療救護活動の流れ>



(5)その他の医療機関

災害拠点病院や救急病院等以外の医療機関は、これらの病院を補完して、来院した傷病者の治療や応急処置等を可能な限り行うように努めます。

なお、災害時に特別な配慮が必要となる患者への医療を提供している医療機関は、その分野の医療救護活動に対し、積極的に協力します。

(透析、人工呼吸器・在宅酸素、精神疾患、妊産婦、新生児等)

被災地外にある医療機関は、関係団体等の求めに応じて、保健医療活動チームの編成・派遣に協力します。

①災害発生直後の対応等

災害発生時の初動において、「(1)災害拠点病院」に準じて、発災後速やかに、院内の状況(被害の概況等)を確認し、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ入力します。

また、発災直後に入力した情報について、随時更新を行います。

なお、被災により診療継続が困難となり、病院避難の恐れがある場合、保健医療福祉調整本部又は地方本部に対して、直ちにその旨を連絡します。

※「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の詳細については、P23「第2 1(3)広域災害・救急医療情報システムの活用」を参照

(6)ドクターヘリ基地病院

久留米大学病院は、久留米大学病院ドクターヘリ運航要領その他の規程に基づき、運航会社及び県と連携して、災害時の医療救護活動に協力します。

①要員の参集及び派遣

災害が発生した場合、被害の概況を把握し、予想される出動の増加に備え、院内の体制を速やかに整えます。

また、速やかに県とドクターヘリの運用について協議を行うとともに、必要に応じて、連絡員等を県(ドクターヘリ調整部)へ派遣します。

なお、県災害対策本部内の航空運用調整班において、他の機関のヘリコプターとの技術的な調整業務が発生することが予想されるため、連絡員等の派遣に際しては、運航会社にも協力を求めます。

他県のドクターヘリが参集する場合など、基地病院以外の場所にドクターヘリの参集拠点が設置された場合には、当該参集拠点にも連絡員等を派遣するよう努めます。

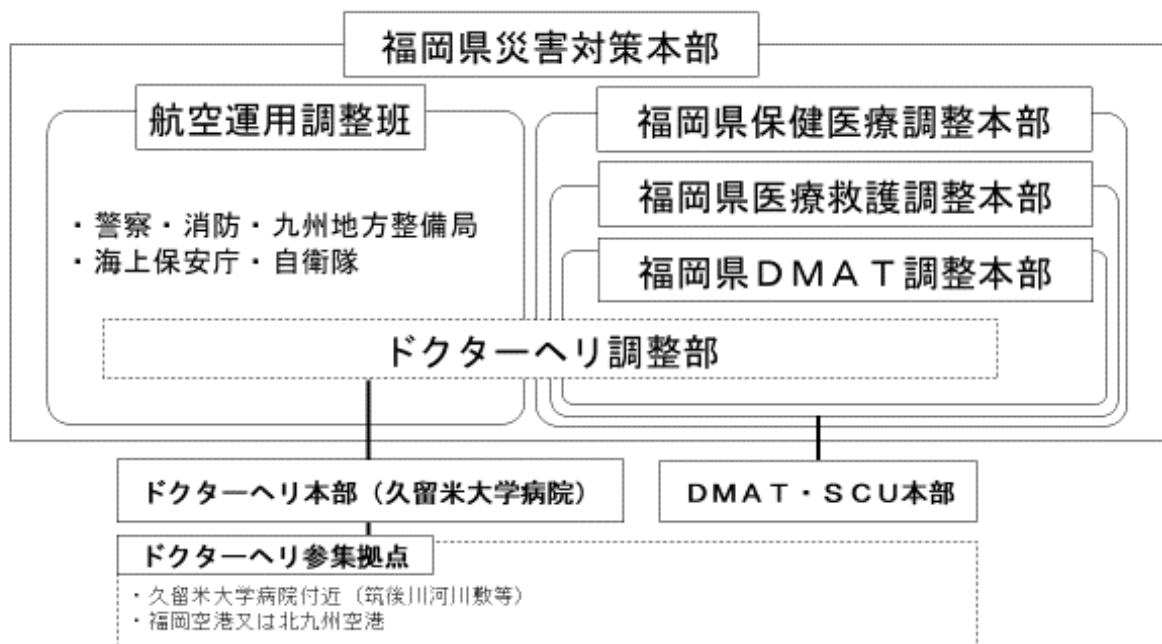
②ドクターヘリの活動の指揮

ドクターヘリ本部を設置してDMATを受け入れるとともに、消防機関や災害拠点病院等からの出動要請を受け付け、被災地において活動するドクターヘリ(他県から参集したものを含む。)の運用調整及び活動の指示等を行います。

被災地における、他の機関のヘリコプターとの運用調整については、ドクターヘリ調整部を通じて、航空運用調整班において行います。

また、九州・沖縄ブロックのドクターヘリ連絡担当基地病院として、災害時における九州各県のドクターヘリ基地病院との連絡・調整を担います。

<航空運用調整班、ドクターヘリ調整部の組織図>



3 関係団体の活動

ここでは関係団体の活動の流れを参考に記載しております。
原則、各機関・団体が定める活動要領やマニュアル等に則って活動してください。

(1)基本的な活動内容

①行政機関との連携

関係団体は、県(保健医療福祉調整本部)、県保健福祉(環境)事務所、市町村との連絡体制を確保します。

なお、電話、メール等、通常の通信手段が不通となった場合、衛星電話を速やかに設置して、県等の関係機関と連絡が取れるように備えます。

また、必要に応じて、行政機関へ連絡員を派遣します。

②災害対策組織の立ち上げ

関係団体は、災害が発生した場合、各自の災害対応の規程等に従って、速やかに必要な職員等を招集し、災害対策組織等を立ち上げます。

災害対策組織の立ち上げ後、速やかに、県(保健医療福祉調整本部)等の関係機関に対して、その責任者や担当者の連絡先等を共有します。

③情報の収集と報告

関係団体は、被災地内の関係医療機関・施設等の被害状況、診療可否状況等を把握し、適宜、県(保健医療福祉調整本部)等の関係機関へ連絡します。

収集・把握した情報のうち、団体内での共有が必要であるものについては、団体内のネットワーク等を活用して情報共有を行います。

④保健医療活動チームの派遣

県や市町村と協定等を締結している団体等にあつては、災害時の活動要領等に基づき、保健医療活動チームの編成・派遣に備えます。

なお、派遣の準備にあつては、県や市町村と情報共有を行い、必要な派遣の規模等を把握します。

県や市町村から、協定等に基づく保健医療活動チームの派遣要請があつた場合、速やかにチームを編成して、指定された活動地域へ派遣します。

⑤保健医療活動チームの後方支援

保健医療活動チームを派遣した団体は、派遣したチームの活動状況について適宜把握し、その活動の後方支援を行います。

また、災害対応が長期化する場合に備え、交替要員の手配等をあわせて行います。

⑥地域の関係団体の活動

(ア)被災地内の団体

速やかに管轄内の関係医療機関等の被害状況、診療可否状況等を把握し、上部団体(県レベルの団体)、県保健福祉(環境)事務所及び市町村等に報告します。

市町村、県保健福祉(環境)事務所と十分に連携し、保健医療活動チームの派遣など、可能な限り医療救護活動に協力します。

(イ)被災地外の団体

被災地外の団体は、上部団体と十分に連携して、支援内容の検討及び保健医療活動チームの派遣準備等を行います。

被災地へ派遣した団体はその後方支援を行います。

4 保健医療活動チームの活動

保健医療活動チームは、それぞれの活動要領等に則って活動を行います。
活動に際しての基本的な留意事項は次のとおりです。

(1)DMAT

①初動(待機から出動まで)

(ア)待機及び報告

次の場合、DMATは、派遣に備えて待機を行います。

○県内の場合

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合(自動待機)
- ・県内に特別警報が発表された場合(自動待機)
- ・上記のほか、県から待機の要請があった場合

(参考)日本DMAT活動要領における自動待機基準(他都道府県の場合)

- ・九州・沖縄ブロックに属する県及び山口県で震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
- ・九州・沖縄ブロック、中国ブロック、四国ブロックに属する県で震度6強の地震が発生した場合
- ・いずれかの都道府県において震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合

また、派遣に必要な要員、資器材及び医療材料等を整え、出動の可否及び人員、資器材、連絡先等をEMISに入力します。

待機中は、テレビやラジオ、インターネット等により被災地の状況や被災地までの道路状況等について把握するように努めます。

(イ)派遣要請及び出動

県からの派遣要請は、原則として、各災害拠点病院に対して、FAX又はメールにて行います。派遣要請があったチームは、指定された活動場所又は参集場所に向けて出動します。

出動は、陸路で緊急車両(救急車等)により行うことを基本とし、資器材等に不足が無いかなどを十分に確認してから出発します。

なお、被災地到着前に、必要な燃料、地図、食糧等を調達・手配し、被災地内では、他からの支援を受けずに活動ができるように備えます。

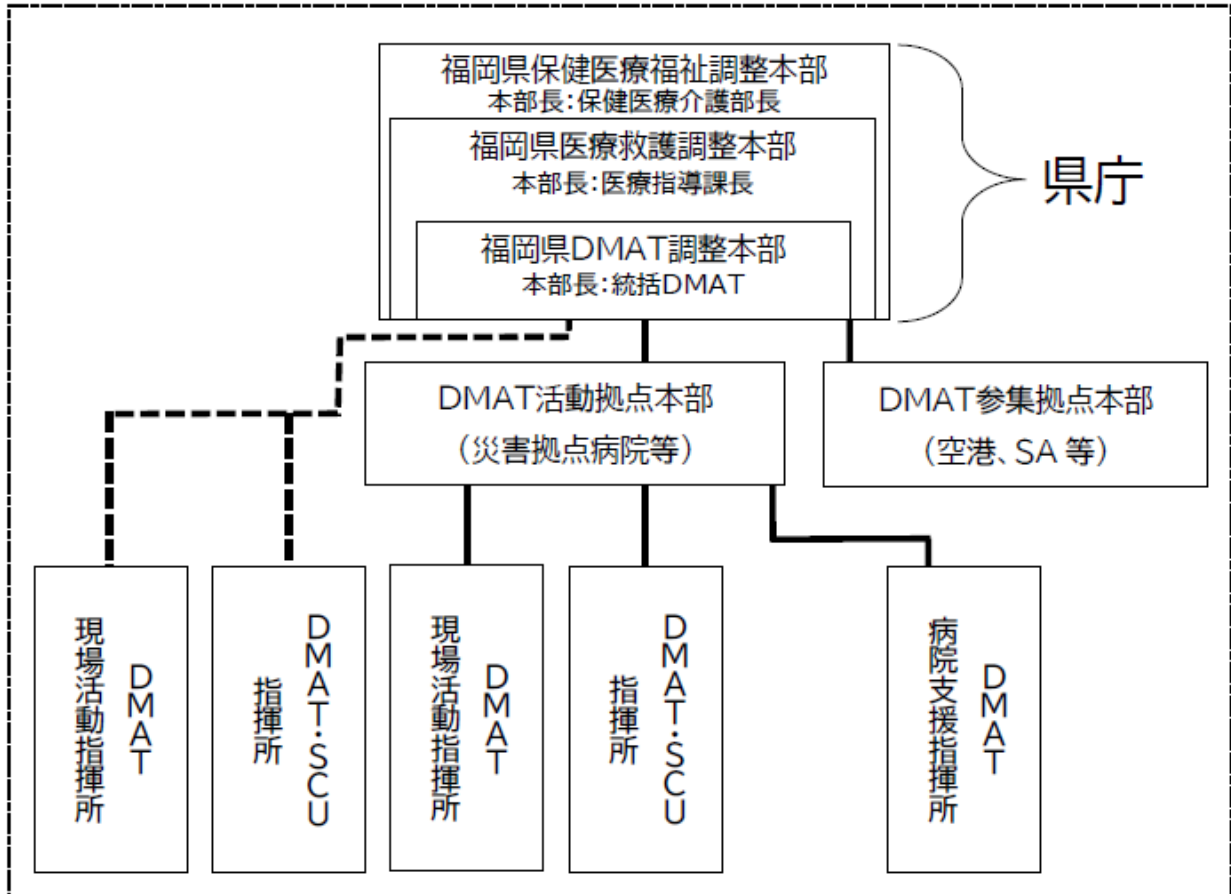
DMATを派遣した災害拠点病院は、派遣したチームの後方支援(現地の被災状況や交通等の情報収集、宿泊先の確保、資器材の補給、交代要員の手配等)に努めます。

②活動体制(指揮命令系統等)

DMATの活動にあたっては、日本DMAT活動要領に則り、次の本部・指揮所等を設置します。

【日本DMAT活動要領は、参考資料に掲載】

<DMAT指揮命令系統図(例)>



<各本部及び指揮所の設置場所と業務内容>

区分	設置場所	主な業務
福岡県DMAT 調整本部	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各DMAT本部の設置、指揮及び調整 ・DMATの投入や配分に関する方針策定及び周知 ・県内におけるDMAT活動方針の策定 ・保健医療福祉調整本部との連携・災害医療コーディネーターとの連携、消防、自衛隊等の関連機関や保健医療活動チームとの連携及び調整の補助 ・医療搬送調整
DMAT 活動拠点本部	被災地内の 災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・管内のDMAT指揮所の設置、指揮及び調整 ・管内におけるDMAT活動方針の策定 ・保健医療福祉調整地方本部(保健福祉(環境)事務所)又は市保健所等との連携
DMAT 病院支援指揮所 DMAT 現場活動指揮所	DMATが活動する 病院、災害現場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・管下のDMATの指揮及び調整 ・管下のDMAT活動方針の策定 ・派遣先における診療部門の設置及び運営 ・搬送に関わる調整 ・当該活動場所の関係機関や、消防・自衛隊等の関係機関との連携 ・当該活動場所の撤収又は追加派遣の必要性の判断
DMAT・SCU 指揮所	SCU (航空搬送拠点 臨時医療施設)内	<ul style="list-style-type: none"> ・SCUにおいて活動するDMATの指揮及び調整 ・診療部門の設置及び運営 ・搬送に関わる調整 ・SCU設置場所の関係機関や、消防・自衛隊等の関係機関との連携
DMAT 参集拠点本部	派遣されたDMATが最初に集合する場所に置かれる参集拠点 (災害拠点病院、空港、高速道路のSA・PA等)	<ul style="list-style-type: none"> ・参集したDMATの登録と指揮 ・DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づき、参集したDMATに対して、活動する本部や場所の具体的な指示 ・被災情報等の収集 ・DMAT、医療機関へのロジスティクスの拠点としての活動

※保健医療福祉調整本部が設置されていない場合、DMAT調整本部は、県医療指導課内に設置する。

※DMAT調整本部は、保健医療福祉調整本部の指揮・調整のもとに活動し、保健医療福祉調整本部と情報の共有を行う。

※DMAT調整本部の長及びDMAT調整本部において業務に就く人員は、あらかじめ指名しておいた複数名の予定者(統括DMAT、看護師及び業務調整員)の中から指名する。

※その他の本部・指揮所等における責任者及び各本部・指揮所において活動するチームについては、原則として、直近上位の本部等が指名する。

③安全の確保

被災地では、各自で安全に十分に留意しながら活動を行います。

なお、災害現場等で、消防機関等と共同して活動する場合は、その指揮下に入り、安全の確保について消防機関等の指示に従います。

④活動の報告等

(ア)DMAT各本部への活動報告等

各DMATは、活動場所、活動内容等について、適切にEMISに入力し、DMAT各本部や他のDMATとの情報共有を図ります。

また、DMAT各本部等においては、所属するDMATによるミーティング等を行い、被災地の状況や活動方針等について情報共有を図ります。

(イ)福岡県災害医療コーディネーターへの活動報告

DMAT調整本部は、保健医療福祉調整本部に配置されている福岡県災害医療コーディネーターに対して、DMATの活動状況や活動方針等について適宜報告を行います。

DMAT活動拠点本部は、関係する保健医療福祉調整地方本部及び保健所設置市並びにそれらに配置されている福岡県災害医療コーディネーターに対して、担当地域内のDMATの活動状況や活動方針等について適宜報告を行います。

(ウ)その他

活動終了後、活動費用の精算の際に必要な領収書や活動記録(活動時間や活動場所、活動内容等の記録)について、派遣元において適切に徴取、作成し、保管しておきます。

⑤他の保健医療活動チームとの連携(引き継ぎ)

DMATは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地方本部及び保健所設置市並びに福岡県災害医療コーディネーターを通じて、他の保健医療活動チームに関する情報を入手し、必要に応じて連携し、その活動を支援(補完)します。

DMATが撤収する際は、他の保健医療活動チームや地域の医療機関等にその活動を引き継ぎます。

(2)DMAT以外の保健医療活動チーム(JMAT、日本赤十字社救護班、その他)

関係団体等が編成する保健医療活動チームは、県及び市町村と十分に情報を共有し、他の団体が編成した保健医療活動チームとも連携しながら、各々の活動要領等に則った活動を行います。

①初動(派遣の準備等)

保健医療活動チームの派遣が予想される災害が発生した場合は、各団体における災害時の活動要領等に基づき、速やかに必要な要員、資器材及び医療材料等を準備し、派遣に備えます。

派遣の準備にあたっては、所属する組織と適宜連絡・調整を行い、被災地で予想される業務にあわせた適切な準備を行うよう努めます。

なお、被災地に到着する前に、現地での活動に必要な燃料、地図、食糧等を調達・手配し、被災地内では他からの支援を受けずに活動ができるように備えます。

保健医療活動チームを派遣する団体は、派遣したチームの後方支援に努めます。

②活動体制

活動の体制(指揮命令体系など)は、原則として、各保健医療活動チームにおける活動の要領等に基づきますが、各チームは、被災地の本部に到着の報告をした上で、その指揮下で活動する必要があります。

派遣団体は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地方本部、被災市町村の災害対策本部等に連絡員を派遣します。

③安全の確保

被災地では、各自で安全に十分に留意しながら活動を行います。

なお、災害現場等で、消防機関等と共同して活動する場合は、その指揮下に入り、安全の確保について、消防機関等の指示に従って活動します。

④活動の報告(行政との連携)

(ア)所属する組織への報告

保健医療活動チームは、それぞれの活動要領等に基づき、活動の状況を自らが所属する組織へ報告します。

(イ)行政機関への報告

市町村及び保健医療福祉調整地方本部並びに福岡県災害医療コーディネーターが主催する保健医療関係者のミーティング等に、代表者等を派遣して活動状況を報告するとともに、他の保健医療活動チームの活動状況や地域の医療ニーズの動向、活動方針等について把握し、情報共有を図ります。

EMISを利用できる保健医療活動チームについては、活動状況を随時EMISに入力します。

(ウ)その他

活動終了後、活動費用の精算の際に必要な領収書や活動記録(活動時間や活動場所、活動内容等の記録)を、派遣団体において適切に徴取、作成し、保管しておきます。

⑤他の保健医療活動チームとの連携(引き継ぎ)

保健医療福祉調整本部、市町村及び保健医療福祉調整地方本部並びに福岡県災害医療コーディネーターを通じて、DMATやその他の保健医療活動チームに関する情報を入手し、活動場所・支援内容が重複することの無いよう連携して活動を行います。

撤収する際は、他の保健医療活動チームや地域の医療機関等にその活動を引き継ぎます。

5 行政機関の活動

(1)保健医療福祉調整本部

災害が発生した場合、県は、福岡県災害対策本部規程に基づいて県災害対策本部を設置するとともに、福岡県地域防災計画に基づいて災害応急対策活動を行います。

県災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部において、災害対策に係る保健医療活動に関する情報連携及び総合調整等を行います。

<主な業務の内容>

区分	業務内容
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員の参集 ・保健医療福祉調整本部及び地方本部の設置 ・福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置 ・災害の概況把握、関係機関との連絡調整等 ・医療救護調整本部の設置
情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設等の被災状況の収集・分析 ・後方搬送可能な医療機関の抽出、搬送手段の確保・調整等 ・他都道府県、国からの支援可否の確認
保健医療活動チームの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元団体、派遣先(活動場所)等との調整(参集場所、業務内容、派遣期間等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資器材等の支援要請への対応等

(2)医療救護調整本部

県は、関係機関と連携して災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、保健医療福祉調整本部内に、関係機関の協力の下、医療救護調整本部を設置します。

医療救護調整本部では、保健医療活動チームの調整をはじめとする医療救護体制の総合調整を行います。

<主な業務の内容>

区分	業務内容
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMISの運用 ・関係職員の参集 ・災害の概況把握、関係機関との連絡調整等
DMATの派遣調整・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATの待機要請 ・DMAT調整本部の設置 ・派遣調整及び派遣要請 ・DMAT調整本部要員の調整 ・参集拠点の調整 ・DMAT活動に伴う情報提供等
情報の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設等の被災状況 ・被災地の医療ニーズの収集・分析 ・後方搬送可能な医療機関の抽出、搬送手段の確保・調整等
搬送・ライフラインの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送フローの調整及び作成 ・医療機関等におけるライフラインの支援
保健医療活動チームの派遣調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援ナースの派遣調整・派遣要請 ・派遣元団体、派遣先(活動場所)等との調整(参集場所、業務内容、派遣期間等)
ドクターヘリの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリ調整部等の設置 ・航空運用調整班との調整(給油・通信等を含む) ・他県ドクターヘリの要請 ・参集拠点の調整等
SCUの設置・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び関係機関(空港、自衛隊、消防機関等)との調整 ・DMATの派遣調整及び派遣要請
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資器材等の支援要請への対応等

①「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMISの運用

本県において、次の災害等が発生した場合、県は直ちに、福岡県救急医療情報センターと連携して、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMISを「警戒モード」又は「災害モード」に切り替えます。

あわせて、福岡県救急医療情報センターを通じて、各医療機関に対し、院内の状況(被害の概況等)を確認して、施設の倒壊可能性の有無、ライフラインの状況、多数患者の受診の有無、診療の可否等を「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)へ入力するよう通知します。

<警戒・災害モード切替基準>

区分	県内における災害の程度
警戒モード	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度5強の地震の発生 ・県内で特別警報が発表された場合(DMAT自動待機) ・県内に大雨警報または洪水警報が発表され、かつ県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 ・台風の接近、線状降水帯の発生予測など災害の発生が予見される場合 ・その他DMAT派遣を検討すべき災害が発生した場合
災害モード	<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度6弱以上の地震の発生(DMAT自動待機) ・県内への津波警報(大津波)が発表された場合(DMAT自動待機) ・風水害による大規模な被害の発生 ・大規模な航空機墜落事故の発生(DMAT自動待機) ・その他DMAT派遣が必要な災害が発生した場合

②職員の参集

災害等の発生が勤務時間外であった場合、福岡県災害対策本部運営要綱その他の規程に基づき、関係職員は、速やかに登庁又は指定された場所に参集します。

③保健医療福祉調整本部及び地方本部の設置

(ア)設置基準

保健医療福祉調整本部は、県災害対策本部の設置・廃止に準じて設置・廃止します。

保健医療福祉調整地方本部は、保健医療活動チームが被災地で活動を開始してから、被災地域の医療提供体制が復旧し、保健医療活動チームの活動が概ね収束するまで、保健福祉(環境)事務所に設置します。

区分	設置基準
保健医療福祉調整本部	福岡県災害対策本部が設置された場合
保健医療福祉調整地方本部	保健医療福祉調整本部長が必要と認める場合

(イ)組織

保健医療福祉調整本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、保健医療介護部各課(室)及び保健所の職員、福岡県災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、連携して業務を行います。

また、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下に、本部員が所掌する医療救護調整本部及び健康管理支援調整本部を設置し、保健医療活動チームや関係機関連絡員等の参集を求めます。

区分	役職
本部長	保健医療介護部長
副本部長	保健医療介護部次長
	保健医療介護部医監
本部員	保健医療介護部各課(室)長
事務局	保健医療介護部医療指導課

※保健医療福祉調整本部体制図は、P18を参照。

④福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置

※詳細は、P18「第2 1(1)②福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置」を参照。

⑤災害の概況把握

保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整を適切に実施するため、次の事項について、庁内関係課及び関係機関から情報を収集し、災害の概況を把握します。

内容	収集先
ライフライン等の被害状況	・防災危機管理局 ・県土整備部 ・九州電力等
医療機関の被災状況	・「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務) ・保健福祉(環境)事務所 ・市保健所 ・県医師会 ・県歯科医師会等
社会福祉施設の被災状況	・福祉総務課 ・保健福祉(環境)事務所 ・市保健所等
火災、浸水等の発生状況	・防災危機管理局
人的・物的被害の状況	・防災危機管理局
気象状況	・防災危機管理局 ・福岡管区气象台
災害救助法の適用見込	・福祉総務課

⑥医療救護調整本部の設置

県は、関係機関と連携して災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、保健医療福祉調整本部内に、関係機関の協力の下、医療救護調整本部を設置します。

※詳細は、P20「第2 1(1)③医療救護調整本部の設置」参照。

(ア)設置基準

医療救護調整本部は、下記の設置基準に基づき設置します。

また、原則として発災直後から、被災地域の医療提供体制が復旧し、保健医療活動チームの活動が概ね収束するまで設置します。

設置基準	適応
<ul style="list-style-type: none"> ・地震以外の事由により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 ・県事故対策本部が設置され、相当規模の人的被害が発生していると見込まれる場合 ・その他、医療救護活動を円滑に行うべき災害が発生した場合 	<p>必要に応じて設置する。 ※「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMIS等において、要支援の施設を把握した場合など、積極的な情報収集を開始した段階から設置を検討する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度5強以上の地震により県災害対策本部(保健医療福祉調整本部)が設置された場合 	<p>原則として設置する。</p>

(イ)組織

医療救護調整本部は、次の構成員、組織等により組織することを基本とし、医療救護調整本部の長(統括責任者)は、医療指導課長とします。

区分	業務内容等		
本部長(統括責任者)	本部の統括		
企画調整担当	医療救護活動の企画立案、各種調整		
情報分析担当	関係情報の収集・分類及び分析		
記録担当	関係情報及び本部活動の記録		
総務担当	調達・管理・その他庶務等		
DMAT調整本部	DMATの派遣調整・運用 被災状況から現状を分析し、活動方針を決定医療支援・ライフライン支援・搬送調整		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">ドクターヘリ調整部 (ドクターヘリ基地病院連絡員含む)</td> <td>ドクターヘリに係る連絡調整・運用</td> </tr> </table>	ドクターヘリ調整部 (ドクターヘリ基地病院連絡員含む)	ドクターヘリに係る連絡調整・運用	
ドクターヘリ調整部 (ドクターヘリ基地病院連絡員含む)	ドクターヘリに係る連絡調整・運用		
DPAT調整本部	DPATの派遣調整・運用		
JMAT等調整本部 (県医師会連絡員含む)	JMATの派遣調整・運用		
関係機関・団体連絡員等	関係機関・団体及びその派遣する保健医療活動チームとの連絡調整		

※行政各部門の担当者には、保健医療介護部職員を充て、災害規模及びフェーズに応じて、必要な数を配置する。

(ウ)設置場所

医療救護調整本部は、被災地の状況把握及び消防機関、自衛隊等関係機関と緊密な連携を図るため、福岡県災害時受援計画に基づき、県庁災害対策本部室又は県庁3階講堂等に設置します。

なお、上記に抛り難い場合は、次の対応策を講じた上で、県庁内の他の会議室等に設置します。

- 県災害対策本部(総合指令部)に連絡員を配置する。
- 消防機関、自衛隊等の連絡員の派遣を求める。

(I)資器材等

医療救護調整本部の標準資器材は、概ね次のとおりとします。

県災害対策本部室等に備え付けが無い物品等は、別途調達します。

- | | | | |
|------------------------|------------|----------|------------|
| ○机、椅子 | ○ホワイトボード | ○テーブルタップ | ○ライティングシート |
| ○延長コード(電工ドラム) | ○携帯電話 | ○衛星携帯電話 | ○無線機 |
| ○パソコン | ○Wi-Fiルーター | ○プリンター | ○コピー機(複合機) |
| ○プロジェクター | ○スクリーン | ○文房具 | |
| ○地図(被災地域のハザードマップ、道路地図) | 等 | | |

⑦DMATの派遣調整・運用

DMATの派遣要請基準は、「福岡県災害派遣医療チーム運営要綱」、「日本DMAT活動要領」、その他の規程に定めるところによります。

県は、DMATの派遣を要請するに当たって、福岡県災害医療コーディネーターの助言をもとに、必要な調整等を行います。

(ア)DMATの待機

発生した災害が日本DMAT活動要領に定めるDMAT自動待機基準に該当する場合、DMATは、派遣に備えて待機を行います。(自動待機基準はP39を参照。)

自動待機基準に該当しない場合、県は、福岡県災害医療コーディネーターの助言により、待機が必要と判断する場合は、災害拠点病院に対して、DMATの待機を要請します。

なお、要請要否の判断について、直ちに判断する必要がある場合は、基幹災害拠点病院の統括DMAT等と協議し、決定します。

(イ)派遣要請の調整

DMATを派遣する場合、県は、福岡県災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、次の事項について、必要な調整を行います。

直ちに判断する必要がある場合は、基幹災害拠点病院の統括DMAT等と協議します。

- 1次隊の必要チーム数及び派遣要請先
- DMAT調整本部の長
- DMAT調整本部要員の数及び派遣要請先

なお、他都道府県に対してDMATの派遣を要請しようとする場合、他の都道府県または厚生労働省(DMAT事務局を含む。)と協議を行います。

<DMAT派遣要請に関する調整指針>

区分	調整指針
県内災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害規模、活動内容を勘案して必要チーム数を決定し、概ね県内の4地域ごとに派遣要請先を調整する。 ・他県DMATの要請を行う可能性が高い災害(震度6強以上の地震又は死者数50人以上見込まれる災害等)の場合は、県内で出動可能な全チームに派遣要請を行う。
他県災害 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都道府県からの支援要請内容に応じて、派遣要請チーム数を決定する。支援内容や要請チーム数が不明な場合は、編成可能なチーム数の2分の1程度を目安とする。 ※日本DMAT隊員のみで編成されたチームに限る。

※いずれの場合も、被災地域内の災害拠点病院のDMATは、基本的に自院活動を優先する

※1次隊として出動しないチームは、2次隊以降の出動等に備える。

※自院に活動拠点本部が設置される場合は、当該本部活動の初動に対応する。

(ウ)DMAT調整本部の設置

DMATを被災地へ派遣する場合、医療救護調整本部内にDMAT調整本部を設置します。

なお、DMAT調整本部の初動(本部の立ち上げ)にあつては、県庁に速やかに参集可能な人員を優先して配置します。

<DMAT調整本部の役割と人員>

項目	内容
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各DMAT本部の設置 ・各DMAT本部の指揮、調整 ・DMATの投入や配分に関する方針決定
人員 (DMAT有資格者)	<ul style="list-style-type: none"> ・統括DMAT(医師)2~3名 ※うち1名をDMAT調整本部の長とする ・看護師 2~3名 ・業務調整員 4~5名 ・その他 ※厚生労働省DMAT事務局より派遣される要員等
指揮系統	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護調整本部の指揮、調整のもと活動する

※保健医療福祉調整本部に配置された福岡県災害医療コーディネーターが統括DMATの資格を有する場合、DMAT調整本部の長を兼務することができる。

※ロジスティックチーム隊員養成研修受講者、本部活動の経験がある隊員等の優先的な配置を検討する。

※福岡エリアが被災地となった場合は、県内の他のエリアの人員を優先して配置する。

(I) 参集拠点の指定

県又はDMAT事務局は、DMATの参集拠点を被災地内外に指定します。

参集拠点を設置した場合、必要に応じてDMAT参集拠点本部を設置します。

なお、参集拠点の指定、DMAT参集拠点本部の設置にあたっては、DMAT調整本部や福岡県災害医療コーディネーターの助言等に基づき、決定します。

<DMAT参集拠点設置指針>

区分	設置指針
DMAT活動拠点本部の設置が見込まれる災害拠点病院	二次医療圏内に1か所を基本として設置する。 ※圏内に複数の災害拠点病院がある場合は、病院機能の維持状況や地理的要素、統括DMATの所属状況等を勘案して、いずれか1か所を指定する。 ※福岡・糸島医療圏及び北九州医療圏については、必要に応じて、複数箇所を指定する。
福岡空港、北九州空港	他県からの空路参集拠点として、必要に応じて設置する。
古賀SA、基山PA等	他県からの陸路参集拠点として、必要に応じて設置する。

※DMAT活動拠点本部の設置が見込まれる災害拠点病院については、所属DMATを中心としてDMAT参集拠点本部の立ち上げを行う。

※空港やSA・PA等におけるDMAT参集拠点本部の立ち上げについては、近隣の災害拠点病院に所属するDMATを中心として行う。

(オ) 派遣要請

必要チーム数、派遣要請先、参集拠点等の調整が完了し次第、県は、次のとおりDMATの派遣を要請します。

区分	要請先	派遣要請時の伝達事項
県内のDMAT	各災害拠点病院	・災害の概況 ・必要チーム数 ・参集場所 ・予想される活動内容
県外のDMAT	・他都道府県 ・厚生労働省 (DMAT事務局含む)	・災害の概況 ・必要チーム数 ・参集場所 ・予想される活動内容 ・派遣を要請する都道府県の範囲

※各災害拠点病院に対する派遣要請は、FAX又はメールの送信により行う。ただし、これらが不通の場合、衛生電話等で連絡する。

(カ) DMATの活動に伴う情報提供等

県は、次の情報等についてDMATへ提供します。

- 被災地内主要道路の通行可否状況
- 他県から空路参集するDMATの被災地での移動手段
- 他の保健医療活動チームの活動状況

⑧情報の収集・整理

医療救護調整本部において、被災地の医療支援ニーズや医療救護の実施に必要な情報を集約・整理し、支援の方法、支援要請先等を検討するとともに、消防機関、災害拠点病院、医師会、市町村等の関係機関に共有します。

(ア)医療ニーズ及び医療救護の実施に関する情報収集・発信

県(医療救護調整本部)は、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMIS等を活用し、福岡県救急医療情報センター、県保健福祉(環境)事務所、保健所設置市等とともに、医療救護活動に必要な次の情報を収集します。

区分	内容	収集先
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況(ライフラインの状況含む) 診療継続可否 受入可能患者数 要転送患者数 医療スタッフ提供可能数 医療スタッフ必要数 等 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県救急医療情報センター 県保健福祉(環境)事務所 保健所設置市 関係団体 等
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 運営継続可否 入所者数、配置医師等の状況 職員の出勤状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 県保健福祉(環境)事務所 市保健所、関係団体 等
避難所・救護所	<ul style="list-style-type: none"> 名称、所在地 避難者数(うち要配慮者数) 救護所の併設の有無及び要否 患者数、患者転送要請人数 等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村(防災危機管理局経由)
在宅療養児・者	<ul style="list-style-type: none"> 所在(避難先) 在宅療養継続可否 等 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーション 等 (保健福祉(環境)事務所、市保健所経由)
被災地域のライフラインの状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 復旧状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課 等
保健医療活動チーム	<ul style="list-style-type: none"> 派遣可能数 活動状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体 システム 等
医療に係る搬送手段	<ul style="list-style-type: none"> 搬送手段の別 活用可能数 等 	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理局、関係機関 等

(イ)国・他都道府県等の支援提供体制情報の収集

傷病者の増大に備え、県(医療救護調整本部)は、厚生労働省、国立病院機構、日本赤十字社及び他都道府県災害拠点病院等に対し、支援の提供体制(保健医療活動チームの派遣、重症患者の広域搬送受入等)に関する情報を収集します。

(ウ)国・他都道府県等への情報発信

情報の収集とあわせて、国等において、迅速・的確な支援を開始できるよう、被災地内外の医療救護活動状況を報告します。

特に、医療救護活動が困難となっている地域の現況情報については、速やかに、報告します。

主な報告内容は次のとおりです。

○医療救護活動の概要

- ・市町村別の傷病者数
- ・医療機関の患者受入状況
- ・保健医療活動チームの活動状況
- ・医療従事者の不足状況 等

○医療救護活動が困難となっている地域と困難な理由

○医療救護活動が困難となっている被災地内の災害拠点病院等と困難な理由

⑨医療救護活動に関する広報

県の医療救護体制について広報が必要となった場合には、県災害対策本部総合指令部及び保健医療福祉調整本部が、報道機関等を通じて広報を行います。

⑩DMAT以外の保健医療活動チームの派遣調整・運用

県(保健医療福祉調整本部)は、医療救護活動に関わる次の関係機関と保健医療活動チームの派遣等について必要な協議・調整を行います。

- 日本赤十字社福岡県支部 ○福岡県医師会 ○福岡県歯科医師会
- 福岡県薬剤師会 ○その他関係機関

(ア)保健医療活動チームの派遣調整

県(保健医療福祉調整本部)は、概ね次のような場合に、県内の関係団体に対して、協定等に基づく保健医療活動チームの派遣を要請します。

- 市町村、医療機関等から県に対して、医療救護に係る支援要請があり、かつ既に活動している保健医療活動チーム等による対応が困難である場合
- 被災地内の医療機関等の稼働状況・復旧見込、避難所・救護所の設置状況、傷病者数、避難者数等を踏まえ、保健医療活動チームの派遣が必要と認められる場合

なお、保健医療活動チーム(DMATを除く)の派遣調整にあたっては、災害規模、市町村や医療機関等からの支援要請の状況、各保健医療活動チームの特性等を踏まえ、福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の助言及び関係団体等の意見を聞いた上で、県保健福祉(環境)事務所及び保健所設置市単位で実施します。

(イ) 保健医療活動チームの派遣要請

保健医療活動チームの派遣要請の方法については、関係団体との協定等の定めるところによります。

関係団体への保健医療活動チームの派遣要請にあたっては、派遣元団体に対して、次の事項を伝達します。

- 災害の概況 ○必要チーム数または人数 ○参集場所
- 予想される活動内容 ○活動期間

県内の関係団体から派遣される保健医療活動チームだけでは、被災地の医療支援ニーズに十分に対応できないと見込まれる場合は、福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の助言及び関係団体等の意見を聞いた上で、国等を通じ、関係団体の全国組織又は他県の団体への要請を行います。

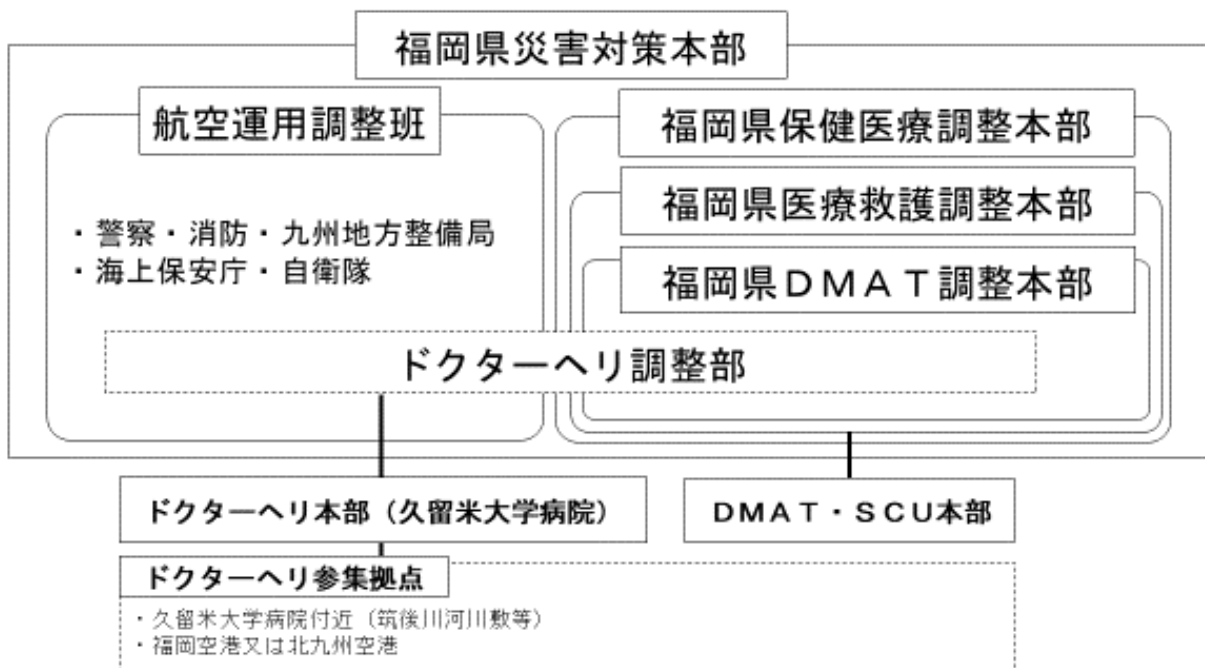
(ウ) その他の保健医療活動チームの派遣調整

被災者・支援者の健康管理支援等を担う保健医療活動チームの派遣調整については、福岡県災害時健康管理支援マニュアルを参照します。

⑪ ドクターヘリの運用

大規模災害時に、県はドクターヘリ基地病院(久留米大学病院)、運航会社、その他関係機関と連携して、ドクターヘリの運用調整を行うとともに、県災害対策本部内に設置される航空運用調整班において、必要な調整等を行います。

<ドクターヘリの運用に関する体制図>



(ア)ドクターヘリ調整部等の設置

災害時のドクターヘリの運用を調整するため、必要に応じて、次の組織等を設置します。

区分	設置場所	主な業務
ドクターヘリ調整部	県庁 (DMAT調整本部内 ／航空運用調整班内)	<ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリの活動エリア、活動内容等に係る警察、消防、自衛隊等関係機関との調整(航空運用調整班を通じて行う必要があるもの) ドクターヘリのニーズの集約及びドクターヘリ本部への活動指示 等
ドクターヘリ本部	ドクターヘリ基地病院 (久留米大学病院)	<ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリ出動要請の受付 被災地において活動するドクターヘリ(他県から参集したものを含む。)の運用調整及び活動の指示 等
ドクターヘリ参集拠点 ※他県ドクターヘリが参集する場合に設置	以下の候補地から適当な場所を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> 久留米大学病院付近(筑後川河川敷 等) 福岡空港(奈多地区を含む。) 北九州空港 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ドクターヘリ本部との連絡調整 参集したドクターヘリに対する個々の任務の伝達 等

※ドクターヘリ調整部には、ドクターヘリ基地病院連絡員を配置するとともに、運航会社に対しても、連絡員の派遣について協力を求める。

※ドクターヘリ本部には、その本部要員として、ドクターヘリ運用に精通したドクターヘリ基地病院の医師等を配置するほか、DMATを複数チーム配置する。

※ドクターヘリ参集拠点には、ドクターヘリ本部との連絡や現場での調整等を担うDMATを配置するとともに、ドクターヘリ基地病院や運航会社に対して、スタッフの派遣について協力を求める。

(イ)航空運用調整班との調整

ドクターヘリ調整部は、県災害対策本部内に設置される航空運用調整班に参画し、ドクターヘリの活動エリア、活動内容等について、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊等関係機関と必要な調整を行うとともに、空路搬送を必要とする傷病者等のニーズをもとに、ドクターヘリのニーズを集約し、ドクターヘリ本部への活動指示等を行います。

また、ドクターヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合、航空運用調整班へ協力依頼を行います。

(ウ)他県ドクターヘリの要請

被災地における航空搬送需要が増大又は、増大すると十分に見込まれる場合は、福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の助言及びドクターヘリ基地病院、DMAT調整本部、厚生労働省等の意見を聞き、参集拠点を調整した上で、他県に対して、ドクターヘリの派遣を要請します。

他県ドクターヘリの派遣要請に関する連絡調整は、国の「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」に従い、県災害対策本部内の航空運用調整班において、安全を確保するための調整等を行った上で、九州ブロックのドクターヘリ連絡担当基地病院(久留米大学病院)に調整を依頼します。

(エ)ドクターヘリ参集拠点の調整

他県ドクターヘリの参集拠点は、ドクターヘリ基地病院や運航会社の意見を踏まえ、当該場所の管理者等と調整の上、以下の候補地から適当な場所を選定します。

ドクターヘリ参集拠点候補地	調整先
久留米大学病院付近 (筑後川河川敷 等)	・筑後川河川事務所久留米出張所 ・久留米大学病院
福岡空港 (奈多地区を含む。)	・福岡国際空港株式会社(FIAC) ・福岡空港事務所
北九州空港	・北九州空港事務所
その他	・当該場所の管理者等

※ドクターヘリ参集拠点において、地上支援(着陸場所の安全確保等)が必要な場合は、消防機関等に協力を求める。

⑫SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用

県内の医療機関だけでは、傷病者の対応が困難であると判断される場合、県(医療救護調整本部)は、福岡県災害医療コーディネーターの助言に基づき、県災害対策本部総合指令部を通じて、国に対して、自衛隊機等の航空機による他県への広域医療搬送の実施について協議します。

自衛隊機等の航空機による広域医療搬送を実施する場合、関係機関の協力の下、航空自衛隊春日基地飛行場地区(福岡空港隣接)又は北九州空港にSCUを設置します。

なお、SCUでは、近隣県へのドクターヘリなど関係機関のヘリコプターや救急車などを用いた地域医療搬送も行う可能性があります。

SCUの設置手順は、概ね次のとおりです。

手順	対応	
	福岡空港SCU (航空自衛隊春日基地飛行場地区)	北九州空港SCU
1: SCU設置場所(施設)の使用許可願	航空自衛隊春日基地飛行場地区へ連絡	北九州空港事務所へ連絡
2: SCU資器材保管倉庫の開錠願及び空港施設(制限区域等)立入許可願	福岡国際空港株式会社(FIAC)へ連絡	北九州空港事務所へ連絡
3: SCU資器材運搬車両の確保	トラックの借上げ等、SCU資器材運搬車両の確保	
4: SCU資器材保管倉庫前の路上におけるSCU資器材運搬車両の臨時駐停車許可願	福岡空港警察署へ連絡	
5: SCUにおいて活動するDMATの派遣調整及び派遣要請	DMAT調整本部にて調整後、災害拠点病院に対してDMAT派遣要請	
6: SCU現地連絡員の配置	庁内における県職員の調整	
7: SCU資器材の運搬・展開・設営	参集したDMAT及び現地連絡員によるSCU資器材保管倉庫からの資器材搬出、SCU設置場所への運搬、資器材の展開・設営	
8: SCU本部の設置	参集したDMATによるSCU本部の設置	
9: 関係機関への連絡員派遣依頼	自衛隊、消防機関等に対する連絡員派遣依頼	
10: SCU設置完了連絡	関係機関に対するSCU設置完了連絡	

※SCUには、原則、広域医療搬送訓練を受けたDMAT(日本DMAT隊員)を配置する。

※各SCUの運用に関しては、福岡県SCU運営要領を参照。

※県、自衛隊及び福岡国際空港株式会社(FIAC)において、「広域搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」を締結済み。

⑬市町村等から支援要請を受けた場合の対応

市町村、医療機関等から県に対して、医療救護に係る支援要請(保健医療活動チームの派遣、重症患者の搬送、医薬品の供給等)があった場合、県は、保健医療福祉調整本部において、当該支援要請に対して、支援の方法、規模、期間等を検討し、県内の体制による対応の可否を判断します。

(ア)県内の体制だけで対応可能な場合

必要な支援を実施し、又は保健医療活動チームの派遣要請等を行います。

(イ)県内の体制で対応困難な場合

県災害対策本部総合指令部にその旨報告を行うとともに、支援要請先について協議の上、国、他都道府県、日本赤十字社等の県外の機関(全国団体)等に対して、必要な支援を要請します。

なお、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく支援を要請する場合は、県災害対策本部総合指令部を通じて、支援を要請します。

※保健医療チームの派遣及び重症患者の搬送に係る対応手順は、P70～P71の「保健医療活動チームの派遣要請への対応手順図」及び「重症患者の搬送要請への対応手順図」を、医薬品の供給等に係る対応手順は、P76の図「医薬品等供給と薬剤師派遣」を参照。

(3) 県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)

被災地において、保健医療活動チームが活動する場合、保健医療福祉調整本部長の指示により、被災地域を管轄する県保健福祉(環境)事務所に、保健医療福祉調整地方本部を設置します。

<主な業務の内容>

区分	業務内容
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員の参集 ・保健医療福祉調整地方本部の設置(保健医療福祉調整本部長の指示) ・福岡県災害医療コーディネーターの配置(保健医療福祉調整本部長の指示) ・災害の概況把握、関係機関との連絡調整等
情報の 収集・整理・ 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・社会福祉施設等の被災状況 ・被災地の医療ニーズ等の収集・分析 ・「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)の運用(代行入力等)
保健医療活 動チームの 活動調整・ 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先(活動場所)、活動内容等の調整 ・保健医療福祉調整本部に対する追加派遣の要請 等 ・保健医療関係者による定期的なミーティングの開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資器材等の供給要請への対応等

①職員の参集

災害等の発生が勤務時間外であった場合、福岡県災害対策本部運営要綱その他の規程に基づき、関係職員は、速やかに登庁又は指定された場所に参集します。

②保健医療福祉調整地方本部の設置

保健医療福祉調整本部長の指示により、被災地域を管轄する県保健福祉(環境)事務所に、保健医療福祉調整地方本部を設置します。

③福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置

保健医療福祉調整本部長の指示により、保健医療福祉調整地方本部に福岡県災害医療コーディネーターを配置します。

④災害の概況把握、関係機関との連絡調整等

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、保健医療活動チームの活動調整を適切に実施するため、次の事項について、関係機関等から情報を収集し、管内における災害の概況を把握します。

- ライフライン等の被害状況(電気・道路・水道等) ○医療機関の被災状況
- 社会福祉施設の被災状況 ○火災、浸水等の発生状況 ○人的・物的被害の状況
- 気象状況

あわせて、郡市医師会や地域の関係機関との連携を図るため、必要に応じて、連絡員等の派遣を要請します。

また、管内のDMAT活動拠点本部と緊密な連携を図ります。

⑤情報の収集・整理・報告

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)において、被災地の医療ニーズや医療救護の実施に必要な情報を集約・整理し、医療救護調整本部を通じ、保健医療福祉調整本部に報告します。

また、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報については、市町村に報告します。

報告にあたっては、管内の全ての情報が揃わなくても、速報として判明分の情報を報告し、情報の共有を図ります。

その後、順次追加・更新し、常に最新の情報を共有します。

(ア)医療ニーズ及び医療救護の実施に関する情報収集

被災地となった市町村を管轄する県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、「ふくおか医療情報ネット」の(災害情報業務)やEMIS等を活用し、管内市町村の医療機関に関する情報を収集します。

なお、被災状況の把握が困難な医療機関等がある場合は、十分に安全に配慮した上で、現地調査により、直接状況を確認するなど、管内の災害拠点病院や保健医療活動チーム等と連携して情報を収集します。

また、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)において、緊急時入力がない医療機関の被災状況等を把握した場合、又は医療機関から代行入力の依頼があった場合は、「災害情報入力(代行)」機能により、代行入力を行います。

区分	内容	収集先
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・診療継続可否 ・受入可能患者数 ・要転送患者数 ・医療スタッフ提供可能数 ・医療スタッフ必要数 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム ・関係団体 等 ・現地確認
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・運営継続可否 ・入所者数 ・配置医師等の状況 ・職員の出勤状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体 等 ・現地確認
避難所・救護所	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地 ・避難者数(うち要配慮者数) ・救護所の併設の有無・要否 ・患者数、患者転送要請人数 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村
在宅療養児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・所在(避難先) ・在宅療養継続可否 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション 等
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況、復旧状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策地方本部 等
保健医療活動チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体 ・システム 等

(イ)医療救護活動に関する広報

医療救護活動に関する広報については、県災害対策本部総合指令部又は保健医療福祉調整本部において一括して行うため、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)において、管内の医療救護活動に関する広報の必要が生じた場合、医療救護調整本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告します。

⑥保健医療活動チームの活動調整・情報共有

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、保健医療福祉調整本部と連携して、保健医療活動チームに対して、管内における活動場所、活動内容等の調整を行うとともに、活動状況の把握や保健医療活動チーム間の情報共有を行います。

(ア)保健医療活動チームの活動調整

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、集約・整理した被災地の医療支援ニーズや医療救護に必要な情報や、福岡県災害医療コーディネーターの助言に基づき、保健医療活動チームの活動場所、活動内容等に関する指示を行い、医療資源の効率的な運用を図ります。

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、各保健医療活動チーム若しくは派遣元団体からの報告又はEMISにより管内での活動状況を把握します。

(イ)保健医療活動チームの情報共有

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、管内で活動する保健医療活動チームの活動状況及び活動方針の共有のため、保健医療関係者による定期的なミーティングを開催します。

⑦市町村等から支援要請を受けた場合の対応

市町村、医療機関等から県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)に対して、医療救護に係る支援要請(保健医療活動チームの派遣、患者の搬送、医薬品の供給等)があった場合は、支援の方法、規模、期間等を検討し、管内の体制での対応の可否について判断します。

対応が困難である場合、保健医療福祉調整本部に対して、必要な支援を要請します。

(4)市町村

市町村は、被災者の一時的受入・保護を行うため、避難所(福祉避難所を含む。)を開設し、その運営を行います。

また、被災情報や住民の保健医療ニーズを収集し、必要に応じて、医療救護所を設置するとともに、郡市医師会等の協力を得て、保健医療活動チームを避難所や医療救護所へ配置するなど、迅速な医療救護活動に努めます。

<主な業務の内容>

区分	業務内容
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員の参集 ・対策本部等の設置 ・災害の概況把握 ・関係機関との連絡調整
情報の収集・整理・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被災状況 ・被災地の保健医療ニーズの収集・伝達
避難所の設置・保健医療ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 ・避難所における体調不良者 ・要配慮者(高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼、難病患者、傷病者、医療的ケアを必要とする者等)等及び保健医療ニーズの把握
医療救護所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の調整 ・資器材等の手配 ・医療スタッフの要請
保健医療活動チームの要請・受入	<ul style="list-style-type: none"> ・郡市の関係団体への要請 ・県への要請 ・各保健医療活動チームの管理及び活動内容の把握・調整(ミーティングの開催)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資器材等の供給要請への対応等

①初動対応

災害が発生した場合、市町村地域防災計画、その他の規程に基づき、関係職員の参集や市町村災害対策本部の設置、災害の概況把握等、初動として必要な対応を行います。

本部等の設置が完了したら、医療救護対策部門の連絡先について、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)や郡市医師会等、関係機関に速やかに伝達します。

保健所設置市については、連絡先を保健医療福祉調整本部に連絡するとともに、福岡県災害医療コーディネーターの配置について、協議を行います。

②情報の収集・整理・伝達

(ア)県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)への情報共有

市町村において、被災地の保健医療ニーズや医療救護の実施に必要な情報を集約・整理し、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)に報告します。

報告にあたっては、市町村内の全ての情報がそろわなくても、速報として判明分の情報を報告し、情報の共有を図ります。

その後、順次追加・更新し、常に最新の情報を共有します。

(イ)住民への情報の伝達

住民が適切な医療が受けられるよう市町村内の医療救護活動の状況を周知します。

○内容:市町村における医療救護活動の実施機関と活動状況

○経路:市町村災害対策本部→住民

○方法:防災無線、広報車、SNS、マスコミの活用等

③避難所の設置・医療ニーズの把握

(ア)避難所の設置

市町村は、市町村地域防災計画その他の規程に基づき、避難所の開設・運営を行うとともに、避難所以外の場所に避難者が発生する可能性を考慮し、その把握に努めます。

(イ)避難所の医療ニーズ等の把握

市町村は、避難所の医療ニーズの把握を行うため、傷病者、体調不良者、慢性疾患患者、要配慮者(高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、難病患者、医療的ケアを必要とする者等)の人数、体調不良者のうち、発熱、咳、嘔吐、下痢等の症状の有無について調査を行います。医療ニーズについては、小児科、精神科、産婦人科等を優先して調査します。

把握した情報に基づき、保健医療活動チームの支援の要請や、医療救護所の設置を検討します。

避難所における保健医療ニーズについては、保健医療活動チームと定期的にミーティングを開催し、情報共有を行います。

対策の検討にあたっては、必要に応じて、保健医療福祉調整地方本部と協議を行います。

④医療救護所の設置

市町村は、大規模災害時に多数の傷病者が一度に発生した場合等に、これらの傷病者に対応するため、医療救護所を設置します。

また、速やかに広報車や防災無線、避難所への掲示等により、住民に医療救護所の設置状況を広報します。

あわせて、医療救護所の設置・運営状況について、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)に報告します。

(7)設置基準

市町村は、次の基準を目安として医療救護所の設置を検討します。

- 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が発生した場合
- 医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断した場合
- 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれる場合
- 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生した場合

(イ) 設置場所の検討

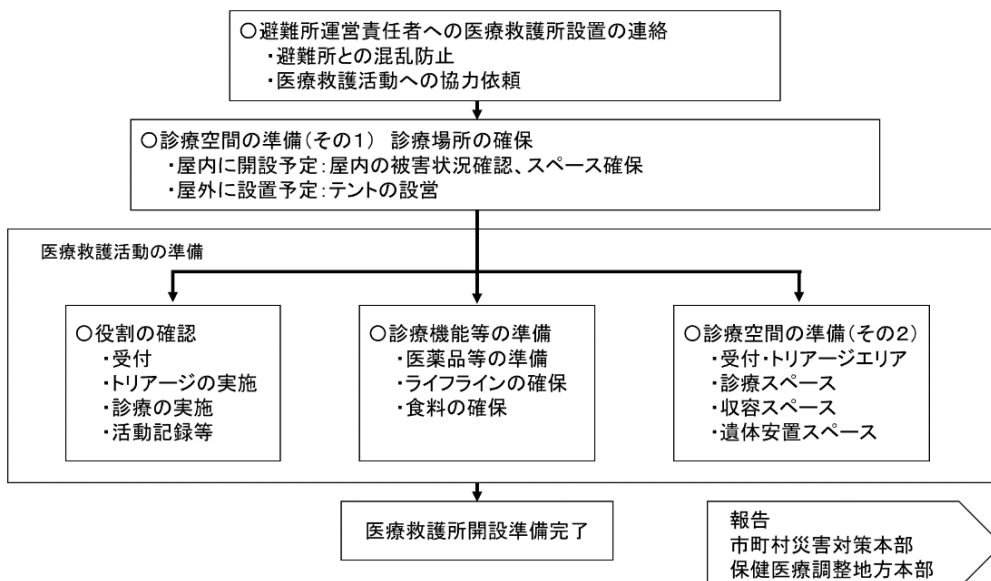
市町村は、医療救護所設置予定地の状況と周辺被害状況、活動要員の参集状況を調査し、医療救護所設置の可否を判断します。

なお、避難所に併設して医療救護所を設置する場合の手順例を参考として示します。

<医療救護所設置可否の判断項目>

開設場所の状況の調査	参集状況の調査
<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊(柱や梁のひび) ・延焼火災の危険 ・津波や山崩れの危険 ・ライフラインの停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・参集した人数で活動可能か ・今後の参集の見込み

【参考 避難所に併設して医療救護所を開設する場合の手順(例)】



⑤保健医療活動チームの派遣要請

医療救護所や避難所において医療の提供が必要である場合、市町村は、郡市医師会等地域の関係機関と締結する協定等に基づき、保健医療活動チームの派遣を要請します。

(ア)郡市医師会等への保健医療活動チームの派遣要請

市町村は、必要に応じて郡市医師会や市町村内の医療機関等に、医療救護所や避難所での活動要員として保健医療活動チームの派遣要請を行います。

(イ)県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)への支援要請

市町村は、既に管内で活動している保健医療活動チームのみでは、十分な対応が困難である場合、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)に対して、必要な支援を要請します。

なお、保健医療活動チームによる支援を要請する場合、次の事項を提示します。

- 災害の概況 ○必要チームの種別と数 ○参集場所
- 予想される活動内容 ○活動期間

(ウ)保健医療活動チームの管理

市町村は、管内で活動する保健医療活動チームに対し受付・登録を求めるなど、管内のどこで、どのチームが、どのような活動をしているかについて把握するよう努めます。

また、様々な保健医療活動チームが連携し、それぞれの特性に応じた活動ができるよう、市町村が定期的にミーティングを開催して、医療救護活動に関する市町村の方針等を伝達するとともに、必要に応じて活動内容の調整を行います。

※過去の災害では、医療従事者によるNPO団体など、県や市町村が把握していない(行政の要請に基づかない)保健医療活動チームが、医療救護所や避難所等で活動する事例が発生しています。

このような保健医療活動チームの存在は、住民を混乱させ、他の保健医療活動チームの円滑な活動を阻害することがあるため、発見したら、県や市町村の調整の下で、活動をしてもらうよう求める必要があります。

⑥保健所設置市における対応

保健所設置市(北九州市、福岡市及び久留米市)には、医療救護活動を県と連携して円滑に実施するため、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)と同様に、福岡県災害医療コーディネーターを配置します。

保健所設置市が、自市の範囲内で保健医療活動チームが不足する場合、直接、県(医療救護調整本部)へ保健医療活動チームの派遣を要請します。

⑦救助実施市における対応

救助実施市(北九州市及び福岡市)には、県とは別に保健医療福祉調整本部が設置される場合があります。

その場合は、連絡員等の派遣などにより、県の保健医療福祉調整本部と情報共有・連携に努めるとともに、必要に応じて、福岡県災害医療コーディネーターや保健医療活動チームの派遣を県へ要請します。

⑧医療機関から支援要請を受けた場合の対応

保健医療活動チームの派遣要請、患者の搬送要請、医薬品の供給要請など医療機関からの様々な支援要請への対応としては、下記の(ア)～(オ)を共通の基本原則とします。

なお、保健医療活動チームの派遣及び患者の搬送に係る対応手順は、P70～P71の「保健医療活動チームの派遣要請への対応手順図」及び「患者の搬送要請への対応手順図」を、医薬品の供給等に係る対応手順は、P76の「医薬品等供給と薬剤師派遣」を参考として下さい。

(ア)整理した情報を基に、市町村内の体制による対応の可否を判断します。

(イ)市町村内の体制での対応が可能な場合は、郡市医師会、医療機関、消防機関等に対して支援を要請又は指示します。

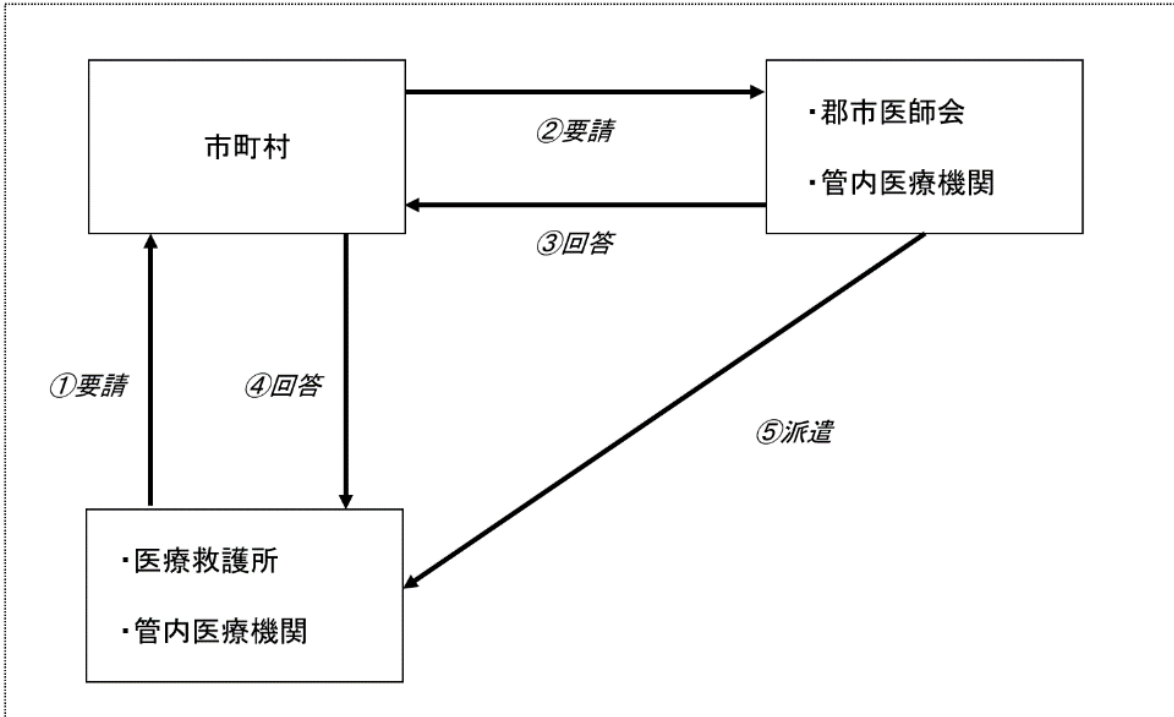
(ウ)市町村内の体制での対応が困難な場合は、県保健福祉(環境)事務所に支援を要請します。
(保健所設置市は県(保健医療福祉調整本部)に要請)

(エ)支援の要請又は指示先から、応諾の回答を得ます。

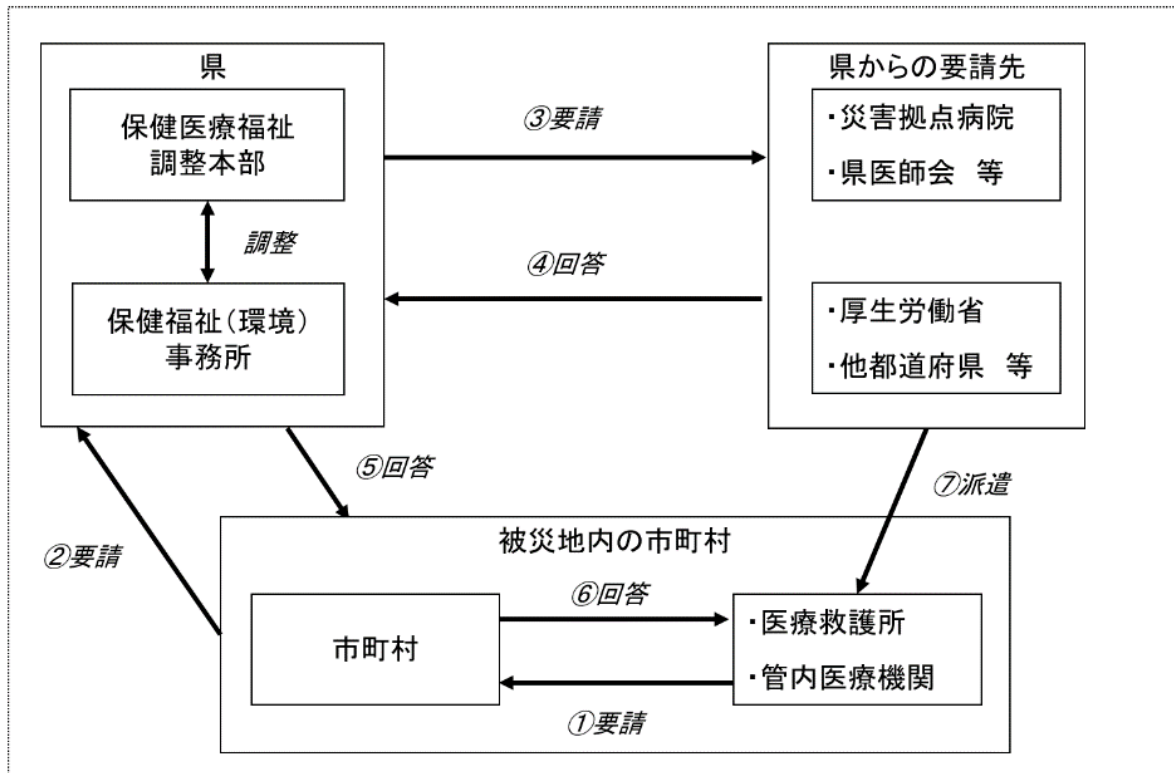
(オ)支援要請元の医療機関に対して応諾の回答を伝達します。

<保健医療活動チームの派遣要請への対応手順図>

(市町村管内で保健医療活動チームの派遣が**可能**な場合)

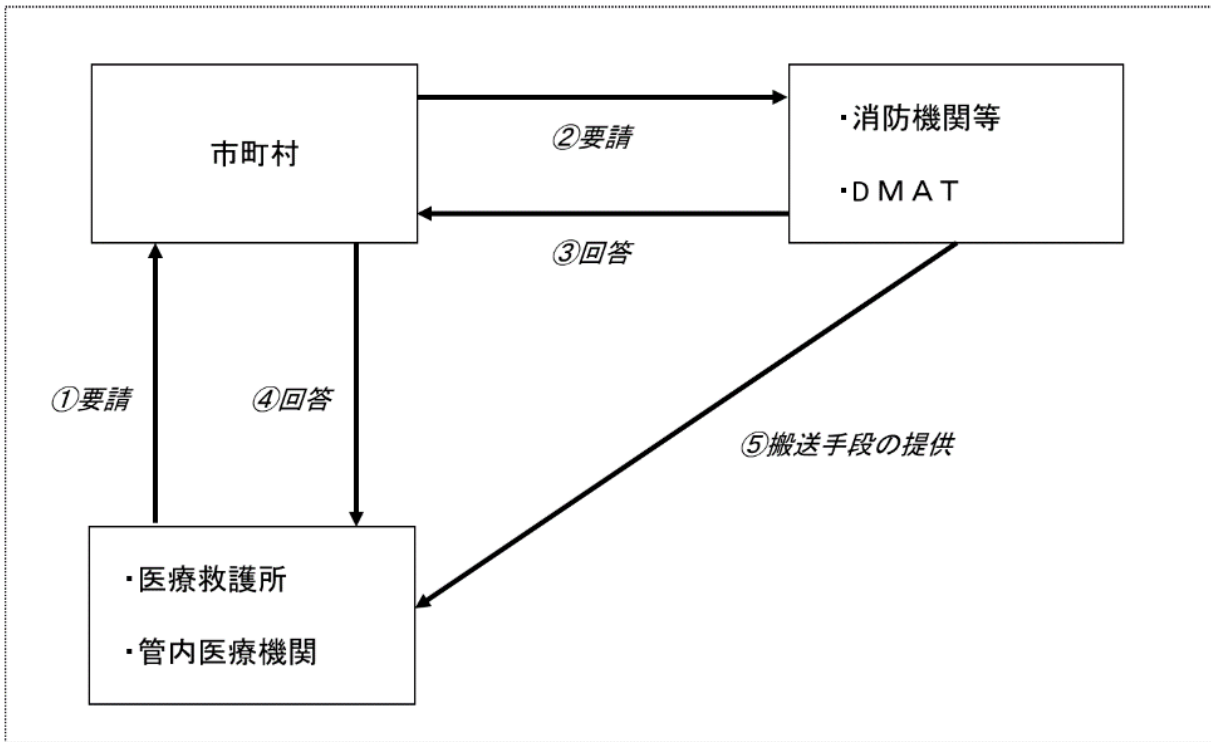


(市町村管内で保健医療活動チームの派遣が**困難**な場合 ※県へ派遣要請するケース)

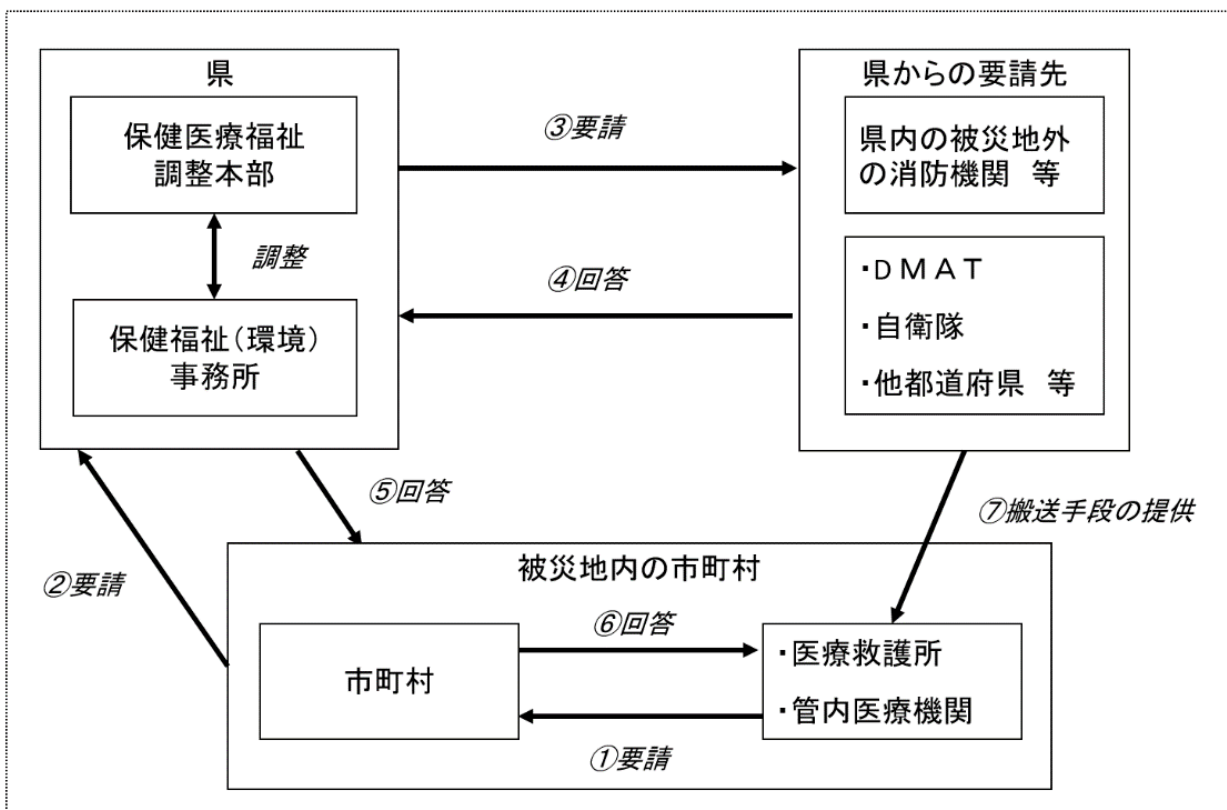


<患者の搬送要請への対応手順図>

(市町村管内で重症患者の搬送が**可能**な場合)



(市町村管内で重症患者の搬送が**困難**な場合 ※県へ搬送要請するケース)



6 患者の搬送

(1)搬送の態様

①地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、県、市町村及び医療機関が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいいます。

- 災害現場から被災地域内の医療機関への搬送
- 被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送
- 被災地域内の医療機関からSCUへの搬送
- SCUから医療機関への搬送

②広域医療搬送

広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいいます。

広域医療搬送は、空港等に航空搬送拠点を設置して行われます。

なお、自衛隊機等の航空機による広域医療搬送が実施される場合、関係機関の協力の下、県は航空自衛隊春日基地飛行場地区(福岡空港隣接)又は北九州空港にSCUを設置し、その運用をDMATが行います。

SCUと医療機関との間の患者搬送は、消防機関等の協力を得て行います。

※SCUの設置の詳細については、P59「第2 5(2)⑫SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用」を参照。

(2)地域医療搬送における患者搬送の要請

医療救護所や被災地域内の医療機関で対応できない傷病者・患者については、重症度・緊急度に応じて、災害拠点病院、救急病院等のほか、傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関へ搬送します。

被災地では、患者の搬送ニーズが増大することから、傷病者・患者の状況に応じて、様々な搬送手段を検討します。

①搬送手段の検討

(ア)陸路搬送

重症度・緊急度の高い患者の搬送に救急車(消防救急車・病院救急車)を優先的に活用します。

重症度・緊急度の低い患者(軽症患者、歩行可能な患者等)については、医療機関が所有する患者搬送車、市町村の公用車、レンタカー、貸切バス、患者等搬送事業者等、救急車以外の多様な手段による搬送を検討します。

(イ)空路搬送

ヘリコプターによる搬送が必要な場合、ドクターヘリのほか、関係機関のヘリコプターによる搬送を検討します。

搬送を要する傷病者・患者の発生・滞在場所(医療救護所、医療機関等を含む。)からヘリコプターの着陸場所まで距離がある場合は、ヘリコプターの着陸場所までの陸路搬送手段をあわせて手配します。

なお、ヘリコプターの着陸場所において、地上支援(着陸場所の安全確保等)が必要な場合は、消防機関等に協力を求めます。

<搬送手段とその要請先>

搬送手段	対象患者(例)	要請先
救急車 (消防救急車・病院救急車)	重症患者(救急救命士又は医師の処置が必要な患者等)	・消防機関 ・災害拠点病院、DMAT
救急車以外の緊急車両	早期の処置が必要な患者等 (救急車が手配できない場合)	・市町村災害対策本部 等
その他の車両	軽症患者、緊急度が低い患者等	・市町村災害対策本部 等 (自力で手配できない場合)
ドクターヘリ	特に重症な患者(医師の処置が直ちに必要な患者等)	・ドクターヘリ基地病院 (ドクターヘリ本部)
その他のヘリコプター (自衛隊ヘリ、消防ヘリ等)	陸路による搬送が困難な患者等	・県(医療救護調整本部)

※ヘリコプターによる転院搬送が必要な患者は、原則、災害拠点病院に搬送する。

※ドクターヘリの要請は、原則として、消防機関又は災害拠点病院が行う。

※ドクターヘリは、消防機関の要請に基づく救急現場への出動のほか、被災地内の災害拠点病院から被災地外の救命救急センターや周産期母子医療センターへの搬送など、重症患者の病院間搬送等にも活用する。

※医療救護調整本部は、必要に応じて、ドクターヘリ以外のヘリコプターに医師等が同乗し、ドクターヘリに準じた活動ができるよう、航空運用調整班において、関係機関と調整を行う。

②搬送先の選定

(ア)平時の転院搬送手順による搬送が可能な場合

少数の重症患者を近隣の医療機関へ搬送する場合等、通常の転院搬送と同様に対応可能な場合、搬送要請元(医療救護所、医療機関等)は、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)において、県内医療機関の受入可能患者数を参照するなど、搬送先を選定・調整した上で、搬送を要請します。

(イ)平時の転院搬送手順による搬送が困難な場合

搬送を要する傷病者・患者が多数発生し、搬送要請元において搬送先を選定・調整できないなど、平時の転院搬送手順による搬送が困難な場合は、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)等において、搬送先の選定、搬送手段の確保等の搬送調整支援を行うほか、DMAT活動拠点本部において、搬送調整の補助を行います。

なお、搬送先の選定にあたっては、患者本人、家族等の意向にも配慮するよう努めます。

(ウ)患者の情報について

要請の際は、患者の状態に関する情報や搬送時に留意すべき事項等について適切に伝達を行います。

③病院避難

病院避難とは、病院建物の倒壊の恐れやライフラインの途絶により、診療継続が困難となる可能性が生じた病院から、入院患者を大規模に退避させることをいいます。

病院避難を実施する場合、搬送先の確保や搬送手段、搬送を支援するDMATの調整等に時間を要することから、被災した医療機関は、病院避難の恐れがある場合、県(保健医療福祉調整本部又は地方本部)に対して、直ちにその旨を通報します。

7 医薬品等の供給

県では、医薬品や医療資器材等の備蓄、及び薬局機能を搭載した災害対応医薬品供給車両(以下「モバイルファーマシー」という。)の運用体制の整備により、災害時の医療救護活動に必要な医薬品等(以下「災害時緊急医薬品等」という。)の供給体制を確保しています。

(1) 医薬品等の供給及び薬剤師等の派遣

① 災害時緊急医薬品等の備蓄体制

大規模災害時には、多数の傷病者に対して、応急手当等の処置が必要となります。

この場合、一度に多量の医薬品や医療資器材等が必要となることから、災害時緊急医薬品等の備蓄、その保管・管理、運搬、その他災害時における医薬品等の供給等に関して、県は、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会と、委託契約及び協定を締結しています。

(ア) 災害時緊急医薬品等の備蓄

県医薬品卸業協会及び県医療機器協会において、災害時緊急医薬品等(2万人相当分)を県内4ブロックに分けて備蓄しています。

(イ) 災害時緊急医薬品等の供給(出荷指示)

県(保健医療福祉調整本部)は、市町村等から、医薬品等の供給支援について要請を受けた場合、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会に対して、災害時緊急医薬品等の出荷指示を行います。

なお、県内の備蓄(流通備蓄含む。)のみでは十分な対応が困難である場合、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、県災害対策本部総合指令部を通じて、九州・山口各県に医薬品等の供給支援を要請します。

【災害時における医薬品等の供給に関する協定は、参考資料に掲載】

【災害時緊急医薬品等の備蓄内容及び備蓄先は、参考資料に掲載】

②薬剤師チーム及びモバイルファーマシーの派遣要請

(ア)薬剤師の派遣要請

医療救護所等における医薬品等の管理、調剤及び服薬指導並びに、医薬品等の集積所における医薬品等の適切な仕分け及び管理により、医薬品等の供給体制を整備するため、県(保健医療福祉調整本部)は、県薬剤師会に対して、薬剤師チームの派遣を要請します。

あわせて、被災地内の医療物資や薬剤師チームの需給状況を適切に集約・整理するため、県薬剤師会に対して、災害薬事コーディネーターの派遣を要請し、保健医療福祉調整本部及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、市保健所等に配置します。

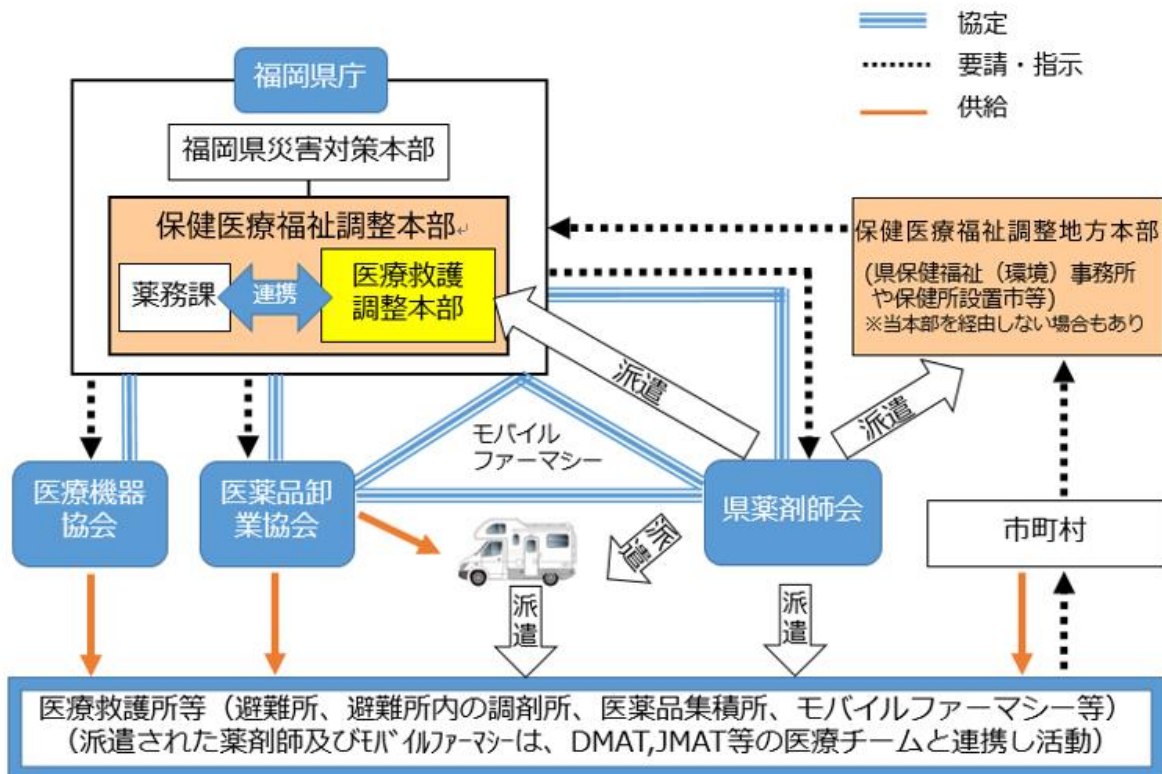
(イ)モバイルファーマシーの派遣要請

被災地において薬局が機能しなくなった状況で、調剤や服薬指導等が必要となった場合、県(保健医療福祉調整本部)は、災害薬事コーディネーターの助言の下、県薬剤師会及び県医薬品卸業協会との三者協定に基づき、県薬剤師会に対して、モバイルファーマシーの派遣を要請するとともに、県医薬品卸業協会に対して、モバイルファーマシーに搭載する医薬品の確保について、協力を要請します。

モバイルファーマシーには、薬剤師が乗務し、医療救護所等において、災害処方箋に基づく調剤及び避難者等に対する服薬指導を行います。

【災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の運用等に関する協定は、参考資料に掲載】

<医薬品等供給と薬剤師派遣>



※輸血用血液については、赤十字血液センターによる供給となります。

8 配慮が必要な疾患等を有する者への支援

災害発生時、市町村は、要配慮者(高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、難病患者、傷病者、医療的ケアを必要とする者等)に対して、避難行動要支援者名簿等を活用して、避難のための情報伝達、避難支援(避難所又は福祉避難所への誘導・移送を含む。)、安否確認等、必要な支援を行います。

このうち、特に専門的な支援を要する者への医療支援等については、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、市町村、関係機関等が連携して対応します。

(1)人工透析患者

人工透析治療には、血液透析と腹膜透析があります。

血液透析患者は、週に通常3回、透析医療機関において1回4～5時間の血液透析を受けることによって生命を維持しており、一日に摂取できる水分、塩分及びカリウムの量が制限されています。

生命維持のため、最終透析日から3日以内に透析治療を受けなければならないため、発災後、速やかに被災地域外の透析可能施設への搬送を計画する必要があります。

また、腹膜透析患者は、腹壁に留置したカテーテルを通して腹膜透析液を腹腔に入れ、血液中の老廃物を、腹膜を介して排出させます。

腹膜透析は、通常、患者自身で1日に3～4回行います。災害時には、透析液等の医薬品のほか、腹膜透析を実施する装置や電源、透析液交換のための清潔な空間の確保が必要になります。

①透析医療機関等における対応

(ア)透析医療機関

透析医療機関は、ライフラインの途絶等により、透析の実施が困難となった場合、関係事業者や市町村災害対策本部、県透析医会等から十分に情報収集を行い、ライフライン復旧の見込みを考慮した上で、透析予定の変更、他の施設での透析実施の案内等、透析患者に対して、必要な連絡・対応を行います。

【県内の透析医療機関は、参考資料に掲載】

(イ)県透析医会及び県臨床工学技士会

県透析医会及び県臨床工学技士会は、県(医療救護調整本部)と連携して、透析医療機関の被災状況や診療継続可否の把握、他の透析医療機関への透析患者の移送等、透析医療の実施に関して、必要な調整を行います。

また、県(医療救護調整本部)と協議の上、必要に応じて、JHATの派遣等により、透析医療機関の支援を行います。

②透析患者への情報提供

災害発生時、県は、「福岡県災害時透析メール」の利用登録をしている透析患者又はその家族に対して、かかりつけ透析医療機関の被災情報、透析が可能な代替医療機関の情報等について、メールにて情報提供を行います。

なお、「福岡県災害時透析メール」の利用には、県が運用する「防災メール・まもるくん」(福岡県防災情報等メール配信システム)の利用登録が必要です。

<防災メール・まもるくん>

○登録方法

県防災危機管理局のホームページから登録(登録無料)

○配信情報・機能

- ・自治体の発表情報(防災情報、避難情報、防犯情報等)
- ・地震・気象情報(注意報・警報・特別警報)、土砂災害警戒情報、河川水位情報等
- ・生活情報(熱中症指数、紫外線指数、花粉情報等)
- ・災害時の安否情報通知
- ・福岡県災害時透析メール(透析医療機関の被災情報等)

<福岡県災害時透析メール>

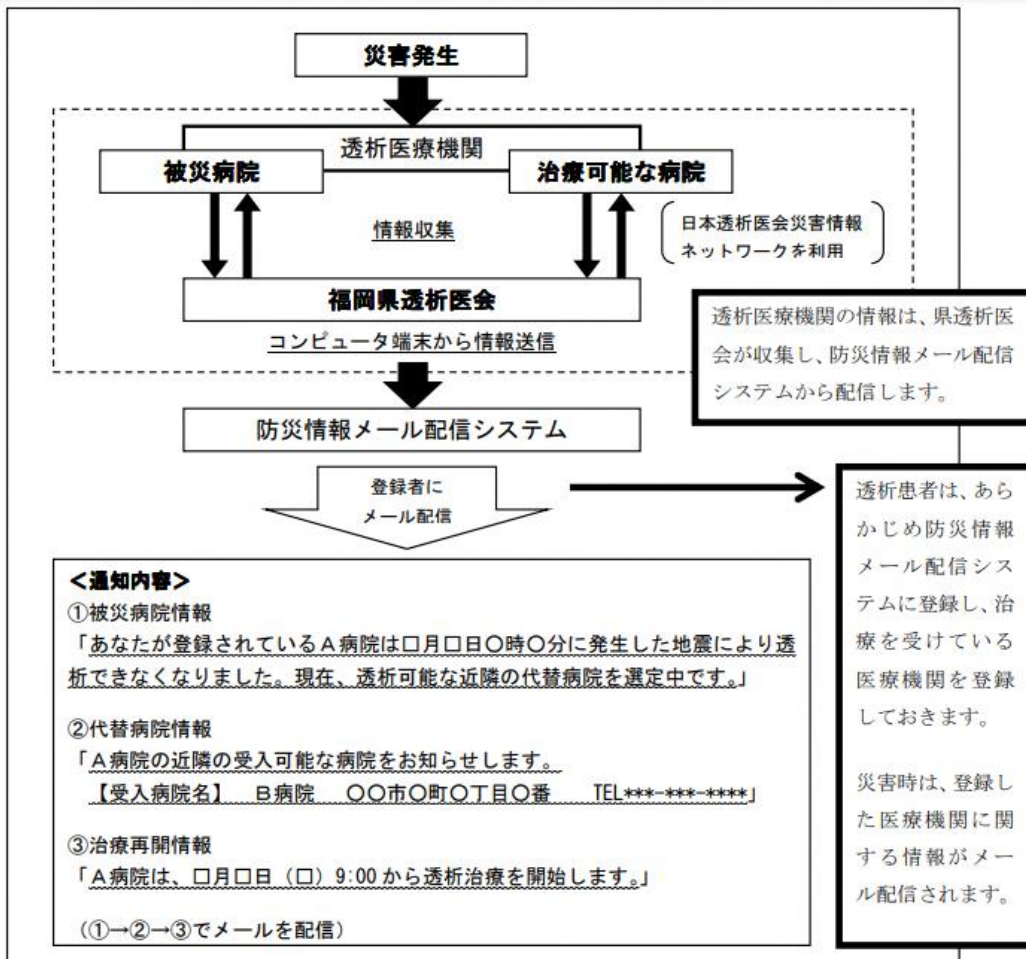
○登録方法

防災メール・まもるくんの利用登録後、受信設定

○配信情報

- ・かかりつけ医療機関において、透析が困難となった情報
- ・かかりつけ医療機関に代わって、透析が可能な医療機関の情報
- ・かかりつけ医療機関において、透析が可能となった情報

<福岡県災害時透析メールの仕組み>



(2)在宅人工呼吸器使用患者・在宅酸素療法患者

医療機関、訪問看護ステーション、医療機器販売業者等は、災害時、在宅人工呼吸器使用患者や在宅酸素療法患者の生命維持のために必要な支援を実施するとともに、支援が必要な患者の情報について、速やかに行政機関(県及び市町村)へ提供するよう努めます。

県及び市町村は、これらの機関と連携して、患者に関係する情報を収集し、円滑な支援が実施されるよう調整等を行います。

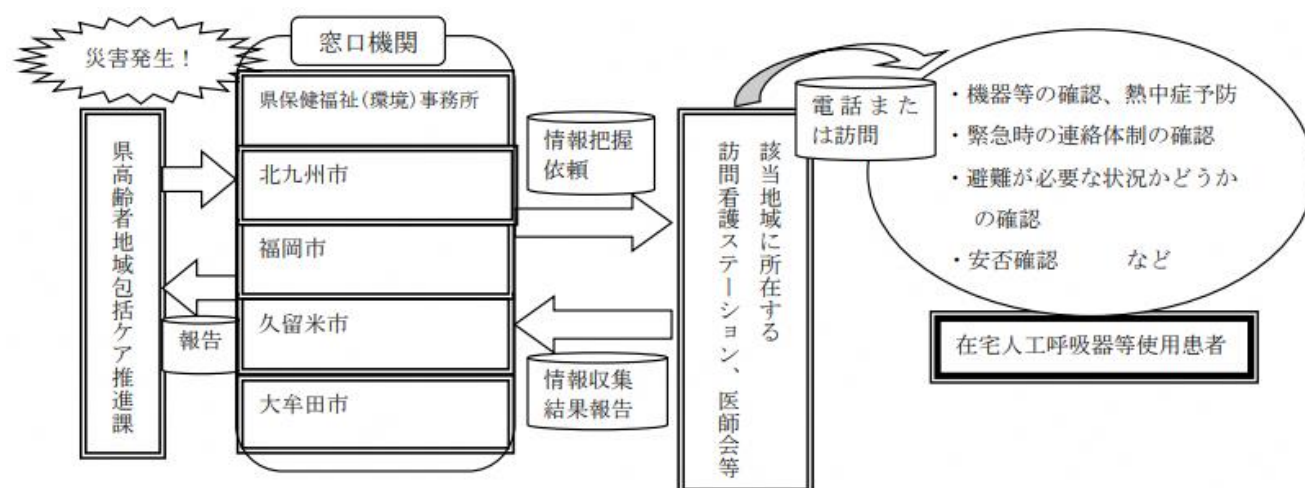
①在宅人工呼吸器使用患者

在宅人工呼吸器使用患者は、停電が生じた場合、生命維持の観点から、人工呼吸器を稼働させるための電源を確保する必要があります。

県(保健医療福祉調整本部)は、県保健福祉(環境)事務所、保健所設置市、訪問看護ステーション等を通じて、在宅人工呼吸器使用患者の安否確認を行います。

また、在宅人工呼吸器使用患者の受診又は入院が必要な場合であって、かかりつけ医療機関での対応及び市町村における調整が困難な場合、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、保健所設置市において、対応可能な医療機関への受診・入院調整等を行います。

<在宅人工呼吸器使用患者への対応イメージ>



②在宅酸素療法患者

酸素濃縮装置を使用している在宅患者については、停電が生じた場合、生命維持の観点から、酸素濃縮装置を稼働させるための電源又は代替の酸素ポンプを確保する必要があります。

県(保健医療福祉調整本部)は、医療機器販売業者等を通じて、在宅酸素療法患者の安否確認を行うとともに、医療機関、医療機器販売業者等関係機関と連携し、必要に応じて、酸素ポンプの提供等の支援を行います。

また、在宅酸素療法患者の受診又は入院が必要な場合であって、かかりつけ医療機関での対応及び市町村における調整が困難な場合、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、保健所設置市において、対応可能な医療機関への受診・入院調整等を行います。

(3)精神疾患患者

県(保健医療福祉調整本部)は、市町村等から要請があった場合、避難所及び精神疾患患者の自宅や入居施設等への巡回による相談応需等、必要な支援を行うため、DPATや日赤こころのケア班の派遣を要請します。

また、精神疾患患者の受診又は入院が必要な場合であって、かかりつけ医療機関での対応及び市町村における調整が困難な場合、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、保健所設置市において、県精神科病院協会等関係機関を通じて、災害拠点精神科病院のほか、対応可能な医療機関への受診・入院調整を行います。

(4)妊産婦、乳幼児

妊産婦や乳幼児の受診又は入院が必要な場合であって、地域の医療機関での対応及び市町村における調整が困難な場合、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、保健所設置市において、災害時小児周産期リエゾンの助言の下、災害拠点病院のほか、対応可能な医療機関への受診・入院調整等を行います。

(5)医療的ケア児・者

医療的ケア児・者の受診又は入院が必要な場合であって、かかりつけ医療機関での対応及び市町村(医療的ケア児等コーディネーターを含む。)における調整が困難な場合、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、保健所設置市において、災害時小児周産期リエゾンの助言に基づき、災害拠点病院のほか、対応可能な医療機関への受診・入院調整等を行います。

(6)その他

上記のほか、災害時において配慮を要する疾患を有している者への医療支援等については、関係する診療科の医師等の助言を受けるなど、県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)、市町村、関係機関等が連携して対応します。

また、市町村等から、要配慮者に対する福祉支援等について要請を受けた場合、県は、必要に応じて、県社会福祉協議会に対して、DWAT(災害派遣福祉チーム)の派遣を要請します。

9 こころのケア

災害時、被災地内の精神科医療機関のみでは、増大した精神科医療ニーズに対応できない場合、県は、県精神科病院協会や関係医療機関等に対して、DPATの派遣を要請するほか、日本赤十字社福岡県支部に対して、日赤こころのケア班の派遣を要請します。

DPAT及び日赤こころのケア班は、県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)及び保健所設置市を活動拠点として、被災した精神疾患患者の継続的医療の確保に関する支援のほか、避難所及び精神疾患患者の自宅や入居施設等への巡回による相談応需等、必要な支援を行います。

あわせて、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の心身の不調をきたした被災者、災害応急対応従事者、支援者等に対して、専門的なこころの健康相談を行います。

※災害時のこころのケア対策の詳細については、「福岡県災害時健康管理支援マニュアル」を参照。

10 健康管理支援活動との連携・協定

(1)被災者の健康管理支援

県と市町村が連携し、保健師班や栄養士班を編成して、巡回健康相談や巡回栄養相談を行うとともに、被災者に必要な医療の確保や福祉避難所への入所、感染症の発生予防及びまん延防止対策等を実施します。

①安否確認

市町村及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、把握している災害時要援護者名簿等をもとに、医療や介護保険等の関係機関と連携し、家庭訪問や電話、支援者への連絡等により、要援護者の安否確認を行います。

②健康相談及び栄養相談

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、保健師班や栄養士班を編成して、エコノミークラス症候群や感染症の発生予防及びまん延防止のため、健康教育、巡回健康相談、栄養相談を行うとともに、避難者に必要な医療の確保や福祉避難所への入所等を支援します。

③避難所の衛生管理及び環境整備

県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)は、市町村と連携し、感染症の発生予防及びまん延防止対策を講じるための啓発資材(チラシ等)を提供するとともに、不足する物品の確保等について県(保健医療福祉調整本部)と調整し、避難所の衛生管理等を行います。

(2)保健医療活動チームによる健康管理支援活動等への協力

市町村等から県(保健医療福祉調整本部)及び県保健福祉(環境)事務所(保健医療福祉調整地方本部)に対して、保健医療活動チームの健康管理支援活動等への協力の要請があった場合、活動内容等を考慮の上、福岡県災害医療コーディネーターの助言に基づき、当該活動に協力します。

※災害時の健康管理支援や保健衛生活動については、「福岡県災害時健康管理支援マニュアル」を参照。

第3 大規模事故等における医療救護活動

1 大規模事故等における対応

海難事故、航空災害、鉄道災害、大規模火災等(以下「大規模事故等」という。)の発生により、相当の被害が予想される場合、県は、県事故対策本部を設置します。

また、事故の状況から、大規模な被害が予想され、又は被害が相当に拡大すると想定される場合、県は、県災害対策本部を設置します。

県事故対策本部又は県災害対策本部が設置された場合であって、多数傷病者の発生により、消防本部が通常の救急業務の一環として行う医師の要請(ドクターヘリ、ドクターカー等の要請)のみでは十分な対応が困難で、かつ事故現場での組織的な医療救護が必要と認められる場合、県は、自然災害発生時に準じた対応を行います。

(1)大規模事故等の覚知

県防災危機管理局は、県内消防機関から、消防庁が定める火災・災害等即報要領に基づく即報を受けた場合であって、多数傷病者の発生が見込まれる事案については、県医療指導課に対して、即報内容を共有します。

(2)医療救護調整本部の設置

県医療指導課は、県事故対策本部が設置された場合、必要に応じて、医療救護調整本部を設置するとともに、災害医療コーディネーターを医療救護調整本部に配置し、必要な調整等を行います。

なお、事故の状況から、県事故対策本部が県災害対策本部に移行し、保健医療福祉調整本部が設置された場合、医療救護調整本部及び管下の本部等は、保健医療福祉調整本部内に設置します。

<大規模事故発生時の医療救護の初動に関する各種基準>

医療救護調整本部設置基準	災害医療コーディネーター (災害時小児周産期リエゾンを含む。)の配置基準
県事故対策本部が設置され、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱に定めるDMAT派遣要請基準に該当する場合。	医療救護調整本部が設置された場合、必要に応じて配置する。

【福岡県災害派遣医療チーム運営要綱は、参考資料に掲載】

(3)DMAT派遣要請

県は、大規模事故等が発生した場合、必要に応じてDMATの待機要請を行い、災害発生時に準じて、出動チームの調整、DMAT調整本部の設置、参集拠点の調整、派遣要請等を行います。

なお、県内消防機関は、発生した大規模事故等について、福岡県メディカルセンター及び福岡県防災危機管理局へ報告します。

また、県内消防機関は、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱に定めるDMAT派遣要請基準に該当すると判断した場合であって、県に対して、協議する猶予が無い場合は、災害拠点病院に対して、直接DMAT派遣要請を行います。

このとき、消防機関は、DMAT派遣要請を行った旨を速やかに県に対して報告します。

県は、消防機関から上記の報告を受けた場合、速やかにDMAT調整本部を設置し、必要な調整等を行います。

(4)その他

関係機関や保健医療活動チームの活動については、災害時の活動に準じます。

第4 他都道府県における大規模災害時の対応

1 県における対応

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、県は、被災都道府県や国からの要請に基づいて、DMATの派遣要請やドクターヘリの出動要請を行うとともに、県内の災害拠点病院等の協力を得て、被災都道府県から傷病者の受入れを行います。

<主な業務の内容>

区分	業務内容
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害・救急医療情報システム（「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMIS)の運用 ・関係職員の参集 ・災害の概況把握 ・関係団体との連絡調整等
保健医療活動チーム及びドクターヘリの派遣調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護調整本部の設置 ・DMATをはじめとする保健医療活動チーム等の派遣調整 ・ドクターヘリの派遣調整
傷病者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・受入可能な医療機関に係る情報収集 ・受入先の調整支援 ・SCUの設置・運用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行政間の協定等に基づく応援要請に係る調整等

(1)初動対応

①広域災害・救急医療情報システムの運用

他都道府県において、次の災害等が発生した場合、県は直ちに、福岡県救急医療情報センターと連携して、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)及びEMISを「警戒モード」運用に切り替えます。

あわせて、被災地が隣接県である場合は、福岡県救急医療情報センターを通じて、県内医療機関に対して、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)で受入可能患者数の入力を行うよう通知します。

<警戒モード切替基準>

区分	他都道府県における災害の程度
警戒モード運用	<ul style="list-style-type: none"> 日本DMATの自動待機基準に該当する災害等 ・九州・沖縄ブロック及び山口県で震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発表された場合 ・九州・沖縄ブロック、中国ブロック、四国ブロックで震度6強の地震が発生した場合 ・全国で震度7の地震、大津波警報が発表された場合 上記以外で他都道府県に本県からDMATを派遣する災害等

②関係職員等の参集

災害等の発生が勤務時間外であった場合、関係職員は、速やかに登庁又は指定された場所に参集します。

③災害の概況把握、関係機関との連絡調整等

国及び被災都道府県からの発表や報道等を通じて、災害の概況を把握し、県内の関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じて、支援方針等に係る協議を行います。

(2)保健医療活動チーム及びドクターヘリの派遣調整等

①DMATの派遣調整

厚生労働省(DMAT事務局を含む。)又は被災都道府県から本県に対して、DMATの派遣要請があった場合、県は、「福岡県災害派遣医療チーム運営要綱」、「日本DMAT活動要領」その他の規程の定めるところにより、以下のとおり、必要な調整等を行います。

(ア)DMATの待機

災害が「日本DMAT活動要領」に定めるDMAT自動待機基準に該当する場合、DMATは、派遣に備えて待機を行います。

上記に抛らず、厚生労働省(DMAT事務局を含む。)から本県に対して、DMATの待機要請があった場合、県は、災害拠点病院に対して、DMATの待機を要請します。

(イ)派遣を要請するDMATの調整

厚生労働省(DMAT事務局を含む。)又は被災都道府県から本県に対して、DMAT派遣要請又はDMAT派遣可否に関する照会等があった場合、県は、要請内容(活動内容、必要チーム数等)を考慮の上、福岡県災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、次の事項について、必要な調整を行います。

○1次隊の派遣要請先

○DMAT調整本部の長

○DMAT調整本部要員の数及び派遣要請先

また、EMIS等を通じて、本県の出動可能チーム数等について報告します。

<DMAT派遣要請に関する調整指針>

区分	調整指針
他県災害	・被災都道府県からの支援要請内容に応じて、派遣要請チーム数を決定する。 ※日本DMAT隊員のみで編成されたチームに限る。

※1次隊として出動しないチームは、2次隊以降の出動や県内活動(SCUの設置、被災都道府県からの傷病者・患者受入支援等)に備える。

(ウ)DMAT調整本部の設置

DMATが被災地等において活動する場合、県にDMAT調整本部を設置します。

※DMAT調整本部の詳細は、P52「第2 5(2)⑦(ウ)DMAT調整本部の設置」を参照

(I)参集拠点の指定

参集拠点の設置が必要な場合は、県内災害のDMAT参集拠点設置指針に準じて設置します。

※DMAT参集拠点の詳細は、P53「第2 5(2)⑦(I)「参集拠点の指定」を参照

(オ)派遣要請

厚生労働省(DMAT事務局含む。)又は被災都道府県から本県に対して、被災都道府県へのDMAT派遣の決定があった場合、県(医療救護調整本部)は、災害拠点病院に対して、DMATの派遣を要請します。

(カ)DMATの活動に伴う情報提供等

県は、次の情報等についてDMATへ提供します。

- 被災地内主要道路の通行可否状況
- 他県から空路参集するDMATの被災地での移動手段
- 他の保健医療活動チームの活動状況

②DMAT以外の保健医療活動チームの派遣調整

国又は被災都道府県から本県に対して、DMAT以外の保健医療活動チーム等の派遣要請があった場合、関係機関・団体等と連携して調整等を行います。

また、DMAT以外の保健医療活動チーム等は全国団体又は被災都道府県内の団体等から本県内の団体等に対して派遣要請がある場合もあることから、県(医療救護調整本部)に情報提供を行うよう事前に依頼しておきます。

③ドクターヘリの派遣調整

国又は被災都道府県から本県に対して、本県ドクターヘリの派遣について要請があった場合、県は、ドクターヘリ基地病院(久留米大学病院)との協議を行います

④医療救護調整本部の設置

本県において、被災都道府県から多数の傷病者を受入れる場合や、本県の保健医療活動チーム等が他県支援を行う場合、県に医療救護調整本部を設置するとともに、災害医療コーディネーターを配置します。

※医療救護調整本部の詳細については、P20「2 1(1)③医療救護調整本部の設置」を参照。

(3)被災都道府県からの傷病者の受入れ

①応需情報の把握と受入医療機関の調整

(ア)県内医療機関の応需情報の把握

被災都道府県から県内医療機関への多数の傷病者・患者の受入れが必要であると見込まれる場合、県(医療救護調整本部)は、福岡県救急医療情報センターを通じて、県内医療機関に対して、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)への受入可能患者数の入力を要請、県内医療機関の応需情報を集約するとともに、必要に応じて、集約結果を被災都道府県等へ提供します。

(イ)受入医療機関の調整

国又は被災都道府県から本県に対して、傷病者・患者の広域医療搬送の実施及び受入医療機関の選定について要請があった場合には、福岡県災害医療コーディネーターの助言に基づき、医療救護調整本部又はDMAT調整本部において、専門医会等の協力を得て、受け入れる傷病者の疾患等に応じた医療機関を調整します。

②SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用

国が、自衛隊機等の航空機による本県への広域医療搬送を実施する場合、県は、関係機関の協力の下、航空自衛隊春日基地飛行場地区(福岡空港隣接)又は北九州空港にSCUを設置します。

※SCUの設置の詳細については、P59「2 5(2)②SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の設置・運用」を参照

③消防機関との連携

SCUが設置された場合、近隣の災害拠点病院等への傷病者の搬送については、必要に応じて消防機関にも協力を要請します。

○福岡空港の場合:福岡市消防局

○北九州空港の場合:北九州市消防局

2 医療機関及び関係団体等における対応

(1)医療機関における対応

他の都道府県において大規模災害が発生した場合、医療機関は、被災地から傷病者を受入れたり、関係団体等からの要請に応じて医療従事者を被災地へ派遣したりするなど、医療救護活動に可能な限り協力するよう努めます。

なお、他都道府県の大規模災害時における保健医療活動チームの活動は、概ね県内災害の場合と同様です。

①傷病者の受入れ

(ア)受入可能患者数の報告

県内医療機関は、県又は福岡県救急医療情報センターから、受入可能患者数について、「ふくおか医療情報ネット」(災害情報業務)により報告するよう要請があった場合、速やかに入力します。

(イ)受入体制の確保

災害拠点病院や被災地に近い救急病院など、被災地からの患者を受け入れる可能性がある医療機関は、必要に応じて医療スタッフの体制を充実させます。

(ウ)受入れの実施

受入れが可能かどうかの照会は、搬送元となる医療機関から直接行われる場合のほか、福岡県災害医療コーディネーター、DMAT調整本部又は専門医会等の調整担当者などを経由して行われる場合があります。

受け入れた患者に対しては、適切な医療を提供することはもちろんのこと、住み慣れた地域から遠く離れて療養することに伴う心理的な負担や、付き添う家族の負担等にも配慮した対応が望まれます。

②医療従事者の派遣

(ア)DMATの派遣(災害拠点病院)

DMATの自動待機基準に該当した場合又は県から待機要請があった場合、災害拠点病院は、DMATの派遣の準備を行います。

DMATの派遣は、県からの派遣要請書を確認してから行います。

(原則、県外への派遣は、日本DMAT資格保有者となります。)

(イ)保健医療活動チーム活動への協力

医療機関は、関係団体等が被災地へ派遣する保健医療活動チーム等の活動にできる限り協力します。

(2)関係団体における対応

関係団体は、県及び関係する全国組織などと連携し、被災地における医療救護活動を支援します。

①県との連携

関係団体は、県との間で常時連絡が取れる体制をとるよう努めます。

なお、被災地を支援するための活動を自主的に実施する場合、事前に県(医療救護調整本部)にその旨を連絡するものとします。

また、保健医療活動チームの派遣等、県からの派遣要請に応じる用意がある場合は、その旨を県(医療救護調整本部)に連絡します。

②保健医療活動チームの派遣

関係団体は、県や関係する全国組織と連絡をとりつつ、災害の状況に応じて保健医療活動チームの派遣準備を行い、それらの要請等に基づいて、被災地へ派遣します。

保健医療活動チームを派遣した場合は、活動状況について適宜把握し、その活動の後方支援に努めます。

派遣が長期化することが見込まれる場合、交替要員の手配等もあわせて行うようにします。

福岡県災害時医療救護マニュアル

発行者 福岡県

平成19年3月 発行

平成29年3月 改定

令和 7年3月 改定

監修 福岡県救急医療協議会災害救急医療専門委員会
委員(R7.3 現在 五十音順 ◎委員長 ○副委員長)

鮎川 勝彦 飯塚病院特任副院長
◎一宮 仁 (公社)福岡県医師会副会長
伊藤 重彦 北九州市立八幡病院参与
郡山 一明 八幡東病院副院長
高須 修 久留米大学病院高度救命救急センター長
友尻 茂樹 福岡赤十字病院救急センター長
○野田 英一郎 国立病院機構九州医療センター救命救急センター長
山下 典雄 久留米大学病院高度救命救急センター副センター長
○横倉 義典 (公社)福岡県医師会理事(救急担当)

問合せ先 福岡県 保健医療介護部 医療指導課 災害医療係
TEL 092-643-3273